

令和8年江南市議会3月定例会議案目録

令和8年2月19日

議案第8号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度江南市一般会計補正予算(第8号))	P	4
議案第9号	江南市固定資産評価審査委員会委員の選任について	P	16
議案第10号	公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について	P	19
議案第11号	江南市職員の給与に関する条例の一部改正について	P	23
議案第12号	江南市行政手続条例の一部改正について	P	27
議案第13号	江南市火災予防条例の一部改正について	P	33
議案第14号	江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	P	39
議案第15号	江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	P	42
議案第16号	江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	45
議案第17号	江南市介護保険条例の一部改正について	P	54
議案第18号	江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	P	68
議案第19号	江南市国民健康保険税条例の一部改正について	P	71
議案第20号	江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	110
議案第21号	江南市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	115

議案第22号	江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	118
議案第23号	江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について	P	123
議案第24号	江南市交通児童遊園の設置及び管理に関する条例の廃止について	P	125
議案第25号	(仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事請負契約の締結について	P	127
議案第26号	(仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(管)工事請負契約の締結について	P	134
議案第27号	市道路線の認定及び廃止について	P	137
議案第28号	令和7年度江南市一般会計補正予算(第9号)	P	145
議案第29号	令和7年度江南市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	P	221
議案第30号	令和7年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	P	233
議案第31号	令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算(第5号)	P	243
議案第32号	令和7年度江南市水道事業会計補正予算(第6号)	P	252
議案第33号	令和7年度江南市下水道事業会計補正予算(第4号)	P	264
議案第34号	令和8年度江南市一般会計予算	P	286
議案第35号	令和8年度江南市国民健康保険特別会計予算	P	287
議案第36号	令和8年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算	P	288
議案第37号	令和8年度江南市介護保険特別会計予算	P	289
議案第38号	令和8年度江南市後期高齢者医療特別会計予算	P	290

議案第39号	令和8年度江南市水道事業会計予算	P	291
議案第40号	令和8年度江南市下水道事業会計予算	P	293
報告第2号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	296

令和8年議案第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の費用について、早急に予算措置を講ずる必要があったからであります。

令和8年専決第2号

令和7年度江南市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度江南市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,550,712千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月19日専決

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		千円 2,804,642	千円 45,153	千円 2,849,795
	3 委 託 金	270,800	45,153	315,953
歳 入 合 計		40,505,559	45,153	40,550,712

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 4,786,218	千円 45,153	千円 4,831,371
	4 選 挙 費	48,351	45,153	93,504
歳 出 合 計		40,505,559	45,153	40,550,712

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
16 県 支 出 金	千円 2,804,642	千円 45,153	千円 2,849,795
歳 入 合 計	40,505,559	45,153	40,550,712

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総 務 費	千円 4,786,218	千円 45,153	千円 4,831,371
歳 出 合 計	40,505,559	45,153	40,550,712

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 45,153	千円	千円	千円
45,153			

2 歳 入

16款 県支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
16	県支出金	2,804,642	45,153	2,849,795
	3 委託金	270,800	45,153	315,953
	1 総務費委託金	263,243	45,153	308,396
	計	40,505,559	45,153	40,550,712

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
3 選挙委託費金	45,153	[総務課] 衆議院議員総選挙費委託金	

3 歳 出

2款 総務費
4項 選挙費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 選挙費	48,351	45,153	93,504	45,153				1報 酬 4,057	4,057
								3職 員 手 当 等 9,029	9,029
								7報 償 費 80	80
								8旅 費 44	44
								10需 用 費 5,209	5,209
								11役 務 費 8,865	8,865
								12委 託 料 14,756	14,756
								13使 用 料 及 賃 借 料 2,873	2,873
								17備 品 購 入 費 240	240

2-4-1 選挙費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[選挙管理執行事業]	45,153	
・衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査事業		
1 報酬	4,057	〈特定財源〉
投票管理者	516	県 45,153千円 衆議院議員総選挙費委託金
投票立会人	999	
開票管理者	13	選挙期日 令和8年2月8日（日）
開票立会人	252	
投票所会計年度任用職員	1,226	
期日前投票所会計年度任用職員	1,051	
3 職員手当等	9,029	
投票事務従事者	4,624	
開票事務従事者	1,495	
開票事務主任者	510	
事務局従事者	2,400	
7 報償費	80	
ポスタ一揭示場設置謝礼		
8 旅費	44	
費用弁償	31	
普通旅費	13	
10 需用費	5,209	
消耗品費	3,402	
参考図書	50	
投票所用	1,000	
開票所用	200	
啓発用	150	
ポスタ一揭示板	1,675	
啓発看板等	127	
事務用	200	
燃料費	158	
投票所用	102	
投票箱送致用	20	
啓発用	36	
食糧費	20	
投票所用		
印刷製本費	1,529	
一般事業用		
修繕料	100	
器具	50	
施設	50	
11 役務費	8,865	
郵便料	7,159	
電話料	12	
臨時電話架設料	5	
選挙用機器点検手数料	1,689	
12 委託料	14,756	
ポスタ一揭示場設置除去委託料	4,265	
電話交換委託料	96	
本庁舎空調設備運転保守委託料	335	
国民審査裁判官氏名等揭示委託料	320	
投票システム環境設定委託料	2,970	

歳 出
 2 款 総務費
 4 項 選挙費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	48,351	45,153	93,504	45,153					

2-4-1 選挙費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	投票所屋外用マット設置除去委託料	396
	廃棄備品等処理委託料	100
	選挙公報配布委託料	4,338
	選挙特集配布委託料	1,446
	投票所駐車場整理委託料	358
	公用車運転委託料	22
	投票所点字ブロック移設委託料	110
13	使用料及び賃借料	2,873
	コピー機借上料	3
	ファックス借上料	24
	投票所借上料	342
	開票所借上料	120
	個人演説会公営施設借上料	205
	投票所資材運搬用機器借上料	613
	投票システム用機器借上料	1,045
	投票所スロープ借上料	200
	携帯電話借上料	100
	夜間照明借上料	166
	車椅子借上料	55
17	備品購入費	240
	投票箱	

令和8年議案第9号

江南市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を江南市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 土川 充夫

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市固定資産評価審査委員会委員 倉知正憲氏が令和8年3月9日任期満了するので、後任の者を選任する必要があるからであります。

土 川 充 夫 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

江南市固定資産評価審査委員会委員名簿

(令和8年2月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	倉知 正憲		自令和 5年 3月10日 至令和 8年 3月 9日
	小沢 正知		自令和 5年 9月22日 至令和 8年 9月21日
	古田 嘉且		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日

地方税法（抜粋）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4及び5 (略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9 (略)

江南市市税条例（抜粋）

第71条 審査委員会の委員の定数を3人とする。

2 審査委員会の審査に関して必要な事項は、審査委員会の規程で定める。

令和8年議案第10号

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、職員を派遣することができる団体に係る要件等について、所要の整備を図る必要があるからであります。

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例（案）

公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、江南市内に主たる事務所を有し」を削る。

第5条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧
対照表

新	旧
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第2条第1項第3号に規定する法人のうち、江南市が運営に関し財政的援助を与えている法人で、市長が定めるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第2条第1項第3号に規定する法人のうち、<u>江南市内に主たる事務所を有し</u>、江南市が運営に関し財政的援助を与えている法人で、市長が定めるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第5条 法第6条第2項に規定する場合には、派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。))である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。))である派遣職員を除く。次条から第8条までにおいて同じ。)に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>のそれぞれ100分の100以内を</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第5条 法第6条第2項に規定する場合には、派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。))である派遣職員及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。))である派遣職員を除く。次条から第8条までにおいて同じ。)に対して、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び<u>期末手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給するこ</p>

新	旧
支給することができる。	とができる。

令和8年議案第11号

江南市職員の給与に関する条例の一部改正について

江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、職員が緊急消防援助隊として災害応急作業に従事する場合における災害応急作業手当について定める必要があるからであります。

江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市職員の給与に関する条例（昭和30年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3 身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与えるおそれのある勤務（以下「危険勤務」という。）に従事する職員に支給する手当の項中

「

道路補修作業 手当	道路補修作業	日額 200円
--------------	--------	---------

」を

「

道路補修作業 手当	道路補修作業	日額 200円
災害応急作業 手当	緊急消防援助隊として行う災害 応急作業	日額 1,080円

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新			
(特殊勤務手当)			
第12条 (略)			
2 特殊勤務手当の種類、名称、勤務内容及び支給額は、別表第3に定めるところによる。			
3 (略)			
別表第3(第12条関係)			
種類	名称	勤務内容	支給額
身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与えるおそれのある勤務(以下「危険勤務」という。)に従事する職員に支給する手当	防疫手当	(略)	
	<u>道路補修作業</u> 手当	<u>道路補修作業</u>	日額 <u>200円</u>
	<u>災害応急作業</u> 手当	<u>緊急消防援助隊として行う</u> <u>災害応急作業</u>	日額 <u>1,080円</u>
危険勤務以外の勤務であって他の職員と特に異なる勤務に従事する職員に支給する手当の項 (略)			
備考 (略)			

旧

(特殊勤務手当)

第12条 (略)

2 特殊勤務手当の種類、名称、勤務内容及び支給額は、別表第3に定めるところによる。

3 (略)

別表第3(第12条関係)

種類	名称	勤務内容	支給額
身体若しくは生命に危険を及ぼし、又は健康に有害な影響を与えるおそれのある勤務(以下「危険勤務」という。)に従事する職員に支給する手当	防疫手当	(略)	
	<u>道路補修作業</u> 手当	<u>道路補修作業</u>	日額 <u>200円</u>
危険勤務以外の勤務であって他の職員と特に異なる勤務に従事する職員に支給する手当の項 (略)			

備考 (略)

令和8年議案第12号

江南市行政手続条例の一部改正について

江南市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）による行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正を踏まえ、聴聞及び弁明の機会の付与の実施に当たり行う通知について、改正する必要があるからであります。

江南市行政手続条例の一部を改正する条例（案）

江南市行政手続条例（平成10年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を江南市公告式条例（昭和29年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の江南市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の江南市行政手続条例第22条第3項若しくは第29条又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、前項に規定する施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市行政手続条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法によ</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を江南市公告式条例(昭和29年条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

新	旧
<p><u>り不特定多数の者が閲覧することができ</u> <u>る状態に置くとともに、公示事項が</u> <u>記載された書面を当該行政庁の事務所</u> <u>の掲示場に掲示し、又は公示事項を当</u> <u>該事務所に設置した電子計算機の映像</u> <u>面に表示したものの閲覧をすることが</u> <u>できる状態に置く措置をとることによ</u> <u>って行うものとする。この場合におい</u> <u>ては、当該措置を開始した日から2週間</u> <u>を経過したときに、当該通知がその者</u> <u>に到達したものとみなす。</u></p>	
<p>(代理人)</p>	<p>(代理人)</p>
<p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同 <u>条第4項後段</u>の規定により当該通知が到 達したものとみなされる者を含む。以 下「当事者」という。)は、代理人を選 任することができる。</p>	<p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同 <u>条第3項後段</u>の規定により当該通知が到 達したものとみなされる者を含む。以 下「当事者」という。)は、代理人を選 任することができる。</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(続行期日の指定)</p>	<p>(続行期日の指定)</p>
<p>第22条 (略)</p>	<p>第22条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第15条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、前項 本文の場合において、当事者又は参加 人の所在が判明しないときにおける通 知の方法について準用する。この場合 において、同条第3項<u>及び第4項</u>中「不 利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者」とあ るのは「当事者又は参加人」と、<u>同項</u> <u>中「とき」とあるのは「とき(同一の当</u> <u>事者又は参加人に対する2回目以降の通</u> <u>知にあつては、当該措置を開始した日</u></p>	<p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場 合において、当事者又は参加人の所在 が判明しないときにおける通知の方法 について準用する。この場合において、 同条第3項中「不利益処分の<u>名あて</u> <u>人</u>となるべき者」とあるのは「当事者 又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日か</u> <u>ら2週間を経過したとき</u>」とあるのは 「<u>掲示を始めた日から2週間を経過した</u> <u>とき(同一の当事者又は参加人に対する</u></p>

新	旧
<p>の翌日)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び<u>第4項並びに第16条</u>の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第4項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する<u>第15条第3項後段</u>」と読み替えるものとする。</p>

令和8年議案第13号

江南市火災予防条例の一部改正について

江南市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正等に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

江南市火災予防条例（昭和38年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条中「警報」の次に「(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第29条の7第2号中「住宅用防災機器」の次に「及び出火防止に資する感震ブレーカー等」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6) の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

(参 考)

江南市火災予防条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウ</u></p>	

新	旧
<p><u>ナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p>	
<p><u>（一般サウナ設備）</u></p>	<p><u>（サウナ設備）</u></p>
<p><u>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>	<p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p>
<p><u>第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)</u>が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p>	<p><u>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</u></p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>

新	旧
<p>(住宅における火災予防)</p> <p>第29条の7 住宅の関係者は、住宅における火災の予防に資するため、次に掲げる事項の実施について努めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 初期消火に資する住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具等の住宅用防災機器及び出火防止に資する感震ブレイカー等の設置</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p>	<p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>(住宅における火災予防)</p> <p>第29条の7 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 初期消火に資する住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具等の住宅用防災機器の設置</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 同左</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>(個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (略)</p>

令和8年議案第14号

江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

(参 考)

江南市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

令和8年議案第15号

江南市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

江南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市水道事業の設置等に関する条例（昭和50年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

(参 考)

江南市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500,000円以上である場合とする。</p>

令和8年議案第16号

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市中央コミュニティ・センターを廃止し、新たに江南市コミュニティセンターを設置するため、改正する必要があるからであります。

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例（昭和50年条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例

第1条中「江南市中央コミュニティ・センター（以下「コミュニティ・センター」を「江南市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」に改める。

第2条中「コミュニティ・センター」を「コミュニティセンター」に、「江南市北野町川石25番地11」を「江南市古知野町宮裏121番地」に改める。

第2条の2から第3条までの規定中「コミュニティ・センター」を「コミュニティセンター」に改める。

第4条中「コミュニティ・センター」を「コミュニティセンター」に改め、第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第5条、第8条第1項、第9条第2号及び第11条中「コミュニティ・センター」を「コミュニティセンター」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

利用料金及び時間 区分	利用料金	
	利用時間区分	
	午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時30分 まで
	2時間につき	2時間30分につき
会議室	円 480	円 600
多目的室1	480	600

多目的室 2	4 8 0	6 0 0
サークル室	6 4 0	8 0 0
和室 1	3 6 0	4 5 0
和室 2	3 6 0	4 5 0

備考

- 1 営利又は利益を目的として利用する場合における利用料金の額は、この表に定める額に4を乗じて得た額とする。
- 2 指定管理者が特に必要があると認めるときに、施設を規則に定める開館時間を超えて利用する場合の利用料金は、その1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき当該利用時間区分の当該利用料金の1時間に相当する額とする。この場合において、徴収利用料金に10円未満の端数が生じたときは、切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は公布の日から施行する。

（指定管理者に係る経過措置）

- 2 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、この条例による改正前の江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条の2第1項の規定により指定管理者を指定している場合には、当該指定管理者に、この条例による改正後の江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の2第2項第1号に掲げる業務を行わせることができる。
- 3 前項の指定管理者は、施行日前において、新条例第8条第1項の規定の例により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 4 施行日前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、旧条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係る前項の規定により指定管理者が市長の承認を得て定める額の利用料金を徴収することができる。

(参 考)

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新
<u>江南市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例</u>
(趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、 <u>江南市コミュニティセンター</u> (以下「 <u>コミュニティセンター</u> 」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
(設置)
第2条 コミュニティ活動の促進及び文化の向上と福祉の増進を図るため、 <u>コミュニティセンター</u> を <u>江南市古知野町宮裏121番地</u> に置く。
(指定管理者による管理)
第2条の2 市長は、 <u>コミュニティセンター</u> の設置の目的を効果的に達成するため法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に <u>コミュニティセンター</u> の管理を行わせるものとする。
2 指定管理者に行わせる業務は、次に掲げるものとする。
(1) <u>コミュニティセンター</u> の利用許可等に関すること。
(2) <u>コミュニティセンター</u> の施設、附属施設等(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
(3) 前2号に掲げるもののほか、 <u>コミュニティセンター</u> の運営に関して市長が必要と認める業務
(指定管理者が行う管理の基準)
第2条の3 指定管理者は、次に掲げる基準により、業務を行わなければならない。
(1) この条例及びこれに基づく規則等の規定に従つて誠実に <u>コミュニティセンター</u> を管理すること。
(2) <u>コミュニティセンター</u> を利用しようとする者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
(3) <u>コミュニティセンター</u> を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

新

(4) (略)

(開館時間等)

第2条の4 コミュニティセンターの開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。

(利用の許可)

第3条 コミュニティセンターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。また、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、コミュニティセンターの管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第4条 指定管理者は、コミュニティセンターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(利用者の義務)

第5条 利用者は、コミュニティセンターの利用に際して、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに指定管理者の指示に従わなければならない。

(利用料金)

第8条 コミュニティセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

2 (略)

(利用料金の還付)

第9条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。

(1) (略)

(2) 利用者がコミュニティセンターの利用を開始する前に利用の許可の取消しを届け出たとき。

旧

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定に基づき、江南市中央コミュニティ・センター(以下「コミュニティ・センター」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 コミュニティ活動の促進及び文化の向上と福祉の増進を図るため、コミュニティ・センターを江南市北野町川石25番地11に置く。

(指定管理者による管理)

第2条の2 市長は、コミュニティ・センターの設置の目的を効果的に達成するため法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にコミュニティ・センターの管理を行わせるものとする。

2 指定管理者に行わせる業務は、次に掲げるものとする。

- (1) コミュニティ・センターの利用許可等に関すること。
- (2) コミュニティ・センターの施設、附属施設等(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、コミュニティ・センターの運営に関して市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第2条の3 指定管理者は、次に掲げる基準により、業務を行わなければならない。

- (1) この条例及びこれに基づく規則等の規定に従つて誠実にコミュニティ・センターを管理すること。
- (2) コミュニティ・センターを利用しようとする者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) コミュニティ・センターを利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

(4) (略)

(開館時間等)

第2条の4 コミュニティ・センターの開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。

(利用の許可)

第3条 コミュニティ・センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。また、利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、コミュニティ・センターの管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第4条 指定管理者は、コミュニティ・センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しないことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 営利を目的として利用するとき。

(5) (略)

(6) (略)

(利用者の義務)

第5条 利用者は、コミュニティ・センターの利用に際して、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに指定管理者の指示に従わなければならない。

(利用料金)

第8条 コミュニティ・センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

2 (略)

(利用料金の還付)

第9条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その一部又は全部を還付することができる。

(1) (略)

(2) 利用者がコミュニティ・センターの利用を開始する前に利用の許可の取消しを届け出たとき。

旧

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、コミュニティ・センターの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第8条関係)

<u>利用料金及び時間</u>	<u>利用料金</u>	
	<u>利用時間区分</u>	
<u>区分</u>	<u>午前9時から午前11時まで</u>	<u>午後7時から午後9時30分まで</u>
	<u>午前11時から午後1時まで</u>	
	<u>午後1時から午後3時まで</u>	
	<u>午後3時から午後5時まで</u>	
	<u>午後5時から午後7時まで</u>	
		<u>2時間につき</u>
<u>会議室1</u>	円 <u>300</u>	円 <u>370</u>
<u>会議室2</u>	<u>240</u>	<u>300</u>
<u>実習室</u>	<u>430</u>	<u>530</u>
<u>和室</u>	<u>150</u>	<u>180</u>

備考 指定管理者が特に必要があると認めるときに、施設を規則に定める開館時間を超えて利用する場合の利用料金は、その1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき当該利用時間区分の当該利用料金の1時間に相当する額とする。この場合において、徴収利用料金に10円未満の端数が生じたときは、切り上げる。

令和8年議案第17号

江南市介護保険条例の一部改正について

江南市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市介護保険料の普通徴収に係る納期を変更する等のため、改正する必要があるからであります。

江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

江南市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「8月1日」を「7月1日」に、「9月1日から同月30日まで」を「8月1日から同月31日まで」に、「10月1日から同月31日まで」を「9月1日から同月30日まで」に、「11月1日から同月30日まで」を「10月1日から同月31日まで」に、「12月1日から同月25日まで」を「11月1日から同月30日まで」に、「翌年1月1日から同月31日まで」を「12月1日から同月25日まで」に、「2月1日から同月末日まで」を「1月1日から同月31日まで」に、「3月1日から同月31日まで」を「2月1日から同月末日まで」に改める。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法

第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。
- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」とい

う。) (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)

であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000

円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被

保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の江南市介護保険条例第4条第1項の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市介護保険条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>7月1日から同月31日まで</u></p> <p>第2期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第4期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第5期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第6期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第7期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>第8期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p>第11条 <u>第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年度の給与等(所得税法第28条第1項に規定</u></p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第2期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第3期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第4期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第5期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第6期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>第7期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p> <p>第8期 <u>翌年3月1日から同月31日まで</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>附 則</p>

新	旧
<p> <u>する給与等をいう。以下同じ。)</u>の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)</u>」とあるのは、「<u>合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別</u> </p>	

新	旧
<p><u>措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</u></p> <p>2 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所</u></p>	

新	旧
<p>得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。</p> <p>3 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合に</u></p>	

新	旧
<p>は、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。</p> <p>(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p>	

新	旧
<p>(1) <u>令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)</u>であって、<u>令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)</u></p> <p>(2) <u>地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満</u></p>	

新	旧
<p>であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</p> <p>(3) <u>地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3</u></p>	

新	旧
<p><u>項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p>	

令和8年議案第18号

江南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

江南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市後期高齢者医療保険料の普通徴収に係る納期を変更するため、改正する必要があるからであります。

江南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「8月1日」を「7月1日」に、「9月1日から同月30日まで」を「8月1日から同月31日まで」に、「10月1日から同月31日まで」を「9月1日から同月30日まで」に、「11月1日から同月30日まで」を「10月1日から同月31日まで」に、「12月1日から同月25日まで」を「11月1日から同月30日まで」に、「翌年1月1日から同月31日まで」を「12月1日から同月25日まで」に、「2月1日から同月末日まで」を「1月1日から同月31日まで」に、「3月1日から同月31日まで」を「2月1日から同月末日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の江南市後期高齢者医療に関する条例第4条第1項の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>7月1日から同月31日まで</u></p> <p>第2期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第4期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第5期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第6期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第7期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>第8期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第4条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第2期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第3期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第4期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第5期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第6期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>第7期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p> <p>第8期 <u>翌年3月1日から同月31日まで</u></p> <p>2及び3 (略)</p>

令和8年議案第19号

江南市国民健康保険税条例の一部改正について

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援金制度の創設及び江南市国民健康保険の保険税率改定等に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

江南市国民健康保険税条例（昭和31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- （4）子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の7.34」を「100分の8.27」に改める。

第5条中「30,600円」を「35,300円」に改める。

第5条の2第1号中「第5条の6」の次に「、7条の7」を加え、「20,800円」を「22,700円」に改め、同条第2号中「10,400円」を「11,350円」に改め、同条第3号中「15,600円」を「17,025円」に改める。

第5条の3中「100分の2.92」を「100分の2.86」に改める。

第5条の5中「11,600円」を「12,200円」に改める。

第5条の6第1号中「7,600円」を「7,800円」に改め、同条第2号中「3,800円」を「3,900円」に改め、同条第3号中「5,700円」を「5,850円」に改める。

第6条中「100分の2.21」を「100分の2.51」に改める。

第7条の2中「12,300円」を「12,600円」に改める。

第7条の3中「6, 300円」を「6, 200円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第7条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第7条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

第9条第1項中「8月1日」を「7月1日」に、「9月1日から同月30日まで」を「8月1日から同月31日まで」に、「10月1日から同月31日まで」を「9月1日から同月30日まで」に、「11月1日から同月30日まで」を「10月1日から同月31日まで」に、「12月1日から同月25日まで」を「11月1日から同月30日まで」に、「翌年1月1日から同月31日まで」を「12月1日から同月25日まで」に、「2月1日から同月末日まで」を「1月1日から同月31日まで」に、「3月1日から同月31日まで」を「2月1日から同月末日まで」に改める。

第12条第1項中「)並びに」を「)、」に改め、「170,000円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「21,420円」を「24,710円」に改め、同号イ(ア)中「14,560円」を「15,890円」に改め、同イ(イ)中「7,280円」を「7,945円」に改め、同イ(ウ)中「10,920円」を

「11,918円」に改め、同号ウ中「8,120円」を「8,540円」に改め、同号エ（ア）中「5,320円」を「5,460円」に改め、同エ（イ）中「2,660円」を「2,730円」に改め、同エ（ウ）中「3,990円」を「4,095円」に改め、同号オ中「8,610円」を「8,820円」に改め、同号カ中「4,410円」を「4,340円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 840円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

（イ）特定世帯 280円

（ウ）特定継続世帯 420円

第12条第1項第2号ア中「15,300円」を「17,650円」に改め、同号イ（ア）中「10,400円」を「11,350円」に改め、同イ（イ）中「5,200円」を「5,675円」に改め、同イ（ウ）中「7,800円」を「8,513円」に改め、同号ウ中「5,800円」を「6,100円」に改め、同号エ（ア）中「3,800円」を「3,900円」に改め、同エ（イ）中「1,900円」を「1,950円」に改め、同エ（ウ）中「2,850円」を「2,925円」に改め、同号オ中「6,150円」を「6,300円」に改め、同号カ中「3,150円」を「3,100円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 600円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

（イ）特定世帯 200円

（ウ）特定継続世帯 300円

第12条第1項第3号ア中「6,120円」を「7,060円」に改め、同号イ（ア）中「4,160円」を「4,540円」に改め、同イ（イ）中「2,080円」を「2,270円」に改め、同イ（ウ）中「3,120円」を「3,405円」に改

め、同号ウ中「2, 320円」を「2, 440円」に改め、同号エ（ア）中「1, 520円」を「1, 560円」に改め、同エ（イ）中「760円」を「780円」に改め、同エ（ウ）中「1, 140円」を「1, 170円」に改め、同号オ中「2, 460円」を「2, 520円」に改め、同号カ中「1, 260円」を「1, 240円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 240円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

（イ）特定世帯 80円

（ウ）特定継続世帯 120円

第12条第2項第1号ア中「4, 590円」を「5, 295円」に改め、同号イ中「7, 650円」を「8, 825円」に改め、同号ウ中「12, 240円」を「14, 120円」に改め、同号エ中「15, 300円」を「17, 650円」に改め、同項第2号ア中「1, 740円」を「1, 830円」に改め、同号イ中「2, 900円」を「3, 050円」に改め、同号ウ中「4, 640円」を「4, 880円」に改め、同号エ中「5, 800円」を「6, 100円」に改め、同項に次の1号を加える。

（3）国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第12条第3項に次の2号を加える。

（7）国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（8）国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険

者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第17条第2項第1号中「及び」を「、」に改め、「後期高齢者支援金等課税額」の次に「及び子ども・子育て支援納付金課税額」を加え、同項第2号中「及び」を「、」に、「の被保険者均等割額」を「及び子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額並びに子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額」に改め、同号イ中「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第3号本文中「及び」を「、」に改め、「後期高齢者支援金等課税額」の次に「及び子ども・子育て支援納付金課税額」を加える。

附則第4項から第14項までの規定中「第6条」の次に「、第7条の4」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の江南市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>及び<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額を</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))<u>及び</u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p>

新	旧
<p>び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の8.27</u>を乗じて算定する。</p>	<p>条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.34</u>を乗じて算定する。</p>
<p>2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>35,300円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>30,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p>
<p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第5条の6、7条の7</u>、<u>第12条第1項及び第17条第2項第3号</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世</p>	<p>第5条の2 同左 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、<u>第5条の6、第12条第1項及び第17条第2項第3号</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属す</p>

新	旧
<p>帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の6、<u>7条の7</u>、第12条第1項及び第17条第2項第3号において同じ。)以外の世帯 <u>22,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>11,350円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>17,025円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.86</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の5 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>12,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の6 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,900円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,850円</u></p>	<p>る被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第5条の6、第12条第1項及び第17条第2項第3号において同じ。)以外の世帯 <u>20,800円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,400円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,600円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.92</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の5 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条の6 同左</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,600円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,800円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,700円</u></p>

新	旧
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p>
<p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.51</u>を乗じて算定する。</p>	<p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.21</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,600円</u>とする。</p>	<p>第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,300円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p>
<p>第7条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,200円</u>とする。</p>	<p>第7条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,300円</u>とする。</p>
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u></p>	
<p>第7条の4 第2条第5項の所得割額は、<u>基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。</u></p>	
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u></p>	
<p>第7条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、<u>被保険者1人について1,200円とする。</u></p>	
<p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p>	
<p>第7条の6 第2条第5項の18歳以上被保険</p>	

新	旧
<p><u>者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする</u></p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)</u></p> <p><u>第7条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円</u></p> <p><u>(2) 特定世帯 400円</u></p> <p><u>(3) 特定継続世帯 600円</u></p> <p>(納期)</p>	<p>(納期)</p>
<p>第9条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>7月1日から同月31日まで</u></p> <p>第2期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第3期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第4期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第5期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第6期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第7期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>第8期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p>	<p>第9条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>8月1日から同月31日まで</u></p> <p>第2期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第3期 <u>10月1日から同月31日まで</u></p> <p>第4期 <u>11月1日から同月30日まで</u></p> <p>第5期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第6期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>第7期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p> <p>第8期 <u>翌年3月1日から同月31日まで</u></p>
<p>2及び3 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>2及び3 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額</p>	<p>第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額</p>

新	旧
<p>が660,000円を超える場合には、660,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)、<u>同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びクに掲げる額を減額して得た額</u>の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する</p>	<p>が660,000円を超える場合には、660,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)<u>並びに</u>同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。</p> <p>(1) 同左</p>

新	旧
<p>公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>24,710円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,890円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>7,945円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>11,918円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>21,420円</u></p> <p>イ 同左</p> <p>（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,560円</u></p> <p>（イ） 特定世帯 <u>7,280円</u></p> <p>（ウ） 特定継続世帯 <u>10,920円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1</p>

新	旧
<p>人について <u>8,540円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,460円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,730円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,095円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,820円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,340円</u></p> <p>キ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u> 1人について <u>840円</u></p> <p>ク <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯</u> <u>560円</u></p> <p>(イ) <u>特定世帯</u> <u>280円</u></p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯</u> <u>420円</u></p>	<p>人について <u>8,120円</u></p> <p>エ 同左</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,320円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,660円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,990円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,610円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,410円</u></p>

新	旧
<p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>17,650円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,350円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,675円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,513円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,100円</u></p>	<p>(2) 同左</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>15,300円</u></p> <p>イ 同左</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,200円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,800円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,800円</u></p>

新	旧
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,900円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,950円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,925円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,300円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,100円</u></p> <p><u>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>600円</u></u></p> <p><u>ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>400円</u></u></p> <p><u>(イ) 特定世帯 <u>200円</u></u></p> <p><u>(ウ) 特定継続世帯 <u>300円</u></u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総</p>	<p>エ 同左</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,800円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,900円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,850円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,150円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,150円</u></p> <p>(3) 同左</p>

新	旧
<p>所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,060円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,540円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,270円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,405円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,440円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,120円</u></p> <p>イ 同左</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,160円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,080円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,120円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,320円</u></p> <p>エ 同左</p>

新	旧
<p>後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,560円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>780円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,170円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,520円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,240円</u></p> <p><u>キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 240円</u></p> <p><u>ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>(ア) <u>特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円</u></p> <p>(イ) <u>特定世帯 80円</u></p> <p>(ウ) <u>特定継続世帯 120円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3</p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,520円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>760円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,140円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,460円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,260円</u></p> <p>2 同左</p>

新	旧
<p>月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,295円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>8,825円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>14,120円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>17,650円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,830円</u></p>	<p>(1) 同左</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,590円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,650円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,240円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>15,300円</u></p> <p>(2) 同左</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,740円</u></p>

新	旧
<p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,050円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,880円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>6,100円</u></p>	<p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,900円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,640円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,800円</u></p>
<p>(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</u></p>	
<p><u>ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 <u>180円</u></u></p>	
<p><u>イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 <u>300円</u></u></p>	
<p><u>ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 <u>480円</u></u></p>	
<p><u>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>600円</u></u></p>	
<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>3 同左</p>

新	旧
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
<p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p>	
<p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p>	
(旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免)	(旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免)
第17条 (略)	第17条 (略)
2 国民健康保険税の減免額は、次に定めるところによる。	2 同左
(1) 旧被扶養者に係る基礎課税額、 <u>後期高齢者支援金等課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額</u> の所得割額は、免除する。	(1) 旧被扶養者に係る基礎課税額 <u>及び</u> 後期高齢者支援金等課税額の所得割額は、免除する。
(2) 旧被扶養者に係る基礎課税額、 <u>後期高齢者支援金等課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額</u> の被保	(2) 旧被扶養者に係る基礎課税額 <u>及び</u> 後期高齢者支援金等課税額の <u>被保険者均等割額</u> は、次に掲げる区分に応

新	旧
<p><u>険者均等割額並びに子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u>は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合を減免する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 納税義務者が第12条第1項第3号の規定による減額をされている場合 <u>減額前の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の3割</u></p> <p>(3) 世帯の被保険者が旧被扶養者のみである場合における当該世帯に係る基礎課税額、<u>後期高齢者支援金等課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額</u>の世帯別平等割額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合を減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が第12条第1項第1号若しくは第2号による減額をされている世帯又は特定世帯である場合においては、減免を行わない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第12条の規定の</p>	<p>じ、それぞれに定める割合を減免する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 納税義務者が第12条第1項第3号の規定による減額をされている場合 減額前の被保険者均等割額の3割</p> <p>(3) 世帯の被保険者が旧被扶養者のみである場合における当該世帯に係る基礎課税額<u>及び</u>後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合を減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が第12条第1項第1号若しくは第2号による減額をされている世帯又は特定世帯である場合においては、減免を行わない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>附 則 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条の規定の適用につい</p>

新	旧
<p>適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>ては、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により</p>	<p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31</p>

新	旧
<p>同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32</p>	<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定</p>

新	旧
<p>条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の短期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等</p>	<p>する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の短期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡</p>

新	旧
<p>に係る譲渡所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所</p>	<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所</p>

新	旧
<p>属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若</p>	<p>属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林</p>

新	旧
<p>しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第12条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第</p>	<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第12条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2</p>

新	旧
<p>314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第12条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第12条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第12条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額</p>	<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第12条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第</p>

新	旧
<p>から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第12条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314の2第2項」と、「及び山林所得金額の合</p>	<p>314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第12条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあ</p>

新	旧
<p>計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>るのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条、<u>第7条の4</u>及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得</p>	<p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第12条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並び</p>

新	旧
<p>金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>に租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第12条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

(参 考)

江南市国民健康保険税条例改正（案）の概要

1. 改正の目的

子ども・子育て支援金制度の創設及び江南市国民健康保険の保険税率改定等に伴い、所要の整備を図る必要があるからです。

2. 改正の概要

(1) 子ども・子育て支援金制度に係る規定の新設

【 第2条第1項、第2条第5項、第7条の4、第7条の5、第7条の6、第7条の7
第12条第1項、第12条第2項、第12条第3項、第17条第2項 】

子ども・子育て支援金制度とは

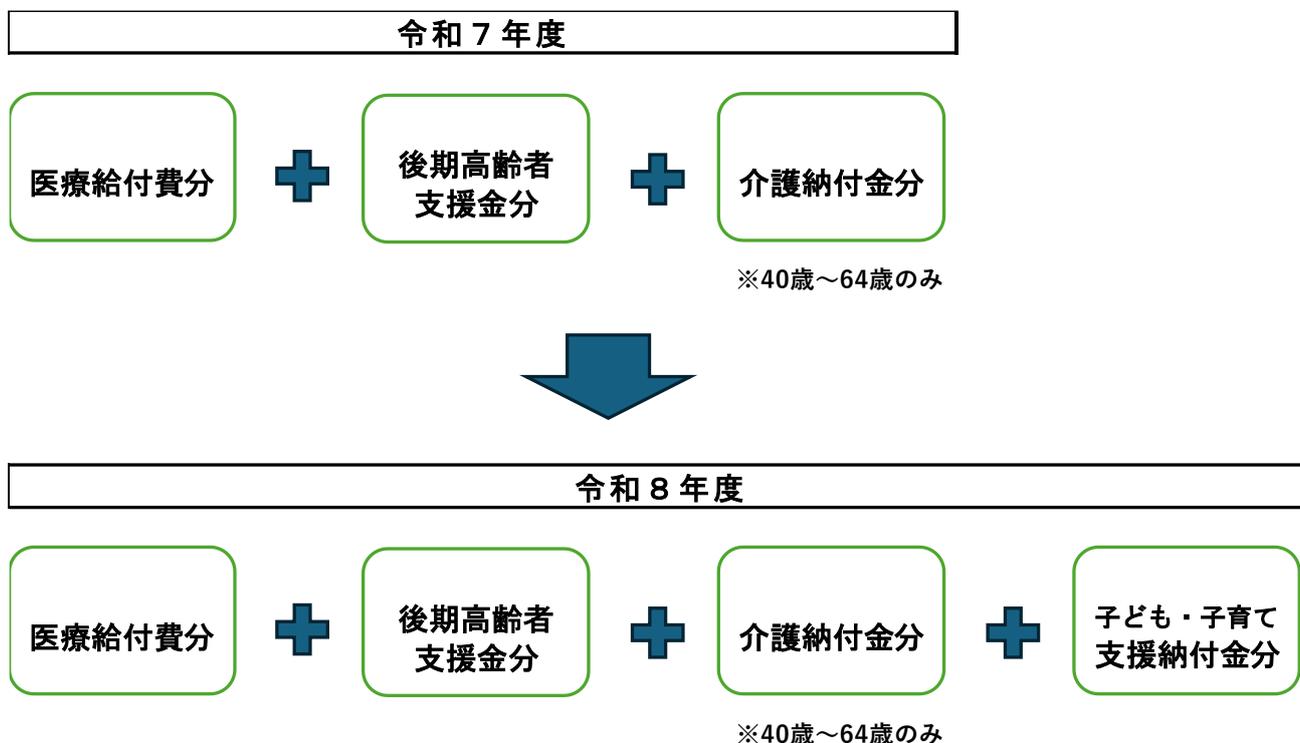
国が策定した「こども未来戦略」は、誰もが希望通りに子どもを産み、健やかに育てられる社会を実現するための計画であり、この戦略にある様々な施策を実行するために必要な財源として国保を含む全ての公的医療保険で負担（徴収）する制度が導入される

子ども・子育て支援納付金分についての税率等を、下記の図のとおり設定する。

子ども・子育て支援納付金分(新設)

	税率等	7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
所得割	0.28%			
均等割	1,200円			
18歳以上 均等割	100円			
平等割	800円			
特定世帯 (平等割1/2)	400円	280円	200円	80円
特定継続世帯 (平等割3/4)	600円	420円	300円	120円
	軽減 なし世帯	7割 軽減世帯	5割 軽減世帯	2割 軽減世帯
未就学児に係る 均等割の軽減額	600円 (5割減)	180円 (1.5割減)	300円 (2.5割減)	480円 (4割減)

＜子ども・子育て支援金制度が新設されることによる課税イメージ＞



(2) 保険税率改定に係る改正

① 医療給付費分に係る税率等の改正

【 第3条第1項、第5条、第5条の2、第12条第1項、第12条第2項 】

医療給付費分の税率等を、下記の図のとおり改正する。

医療給付費分(改正前)

	税率等	7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
所得割	7.34%	/		
均等割	30,600円	21,420円	15,300円	6,120円
平等割	20,800円	14,560円	10,400円	4,160円
特定世帯 (平等割1/2)	10,400円	7,280円	5,200円	2,080円
特定継続世帯 (平等割3/4)	15,600円	10,920円	7,800円	3,120円
	軽減 なし世帯	7割 軽減世帯	5割 軽減世帯	2割 軽減世帯
未就学児に係る 均等割の軽減額	15,300円 (5割減)	4,590円 (1.5割減)	7,650円 (2.5割減)	12,240円 (4割減)

医療給付費分(改正後)

	税率等	7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
所得割	8.27%	/		
均等割	35,300円	24,710円	17,650円	7,060円
平等割	22,700円	15,890円	11,350円	4,540円
特定世帯 (平等割1/2)	11,350円	7,945円	5,675円	2,270円
特定継続世帯 (平等割3/4)	17,025円	11,918円	8,513円	3,405円
	軽減 なし世帯	7割 軽減世帯	5割 軽減世帯	2割 軽減世帯
未就学児に係る 均等割の軽減額	17,650円 (5割減)	5,295円 (1.5割減)	8,825円 (2.5割減)	14,120円 (4割減)

② 後期高齢者支援金分に係る税率等の改正

【 第5条の3、第5条の5、第5条の6、第12条第1項、第12条第2項 】

後期高齢者支援金分の税率等を、下記の図のとおり改正する。

後期高齢者支援金分(改正前)

	税率等	7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
所得割	2.92%			
均等割	11,600円			
平等割	7,600円	5,320円	3,800円	1,520円
特定世帯 (平等割1/2)	3,800円	2,660円	1,900円	760円
特定継続世帯 (平等割3/4)	5,700円	3,990円	2,850円	1,140円
	軽減 なし世帯	7割 軽減世帯	5割 軽減世帯	2割 軽減世帯
未就学児に係る 均等割の軽減額	5,800円 (5割減)	1,740円 (1.5割減)	2,900円 (2.5割減)	4,640円 (4割減)



後期高齢者支援金分(改正後)

	税率等	7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
所得割	2.86%			
均等割	12,200円			
平等割	7,800円	5,460円	3,900円	1,560円
特定世帯 (平等割1/2)	3,900円	2,730円	1,950円	780円
特定継続世帯 (平等割3/4)	5,850円	4,095円	2,925円	1,170円
	軽減 なし世帯	7割 軽減世帯	5割 軽減世帯	2割 軽減世帯
未就学児に係る 均等割の軽減額	6,100円 (5割減)	1,830円 (1.5割減)	3,050円 (2.5割減)	4,880円 (4割減)

③ 介護納付金分に係る税率等の改正

【 第6条、第7条の2、第7条の3、第12条第1項 】

介護納付金分の税率等を、下記の図のとおり改正する。

介護納付金分(改正前)

	税率等	7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
所得割	2.21%			
均等割	12,300円			
平等割	6,300円	4,410円	3,150円	1,260円



介護納付金分(改正後)

	税率等	7割 軽減額	5割 軽減額	2割 軽減額
所得割	2.51%			
均等割	12,600円			
平等割	6,200円	4,340円	3,100円	1,240円

(3) 普通徴収の納期の変更に係る改正

【 第9条 】

国保加入者へより早く納税額をお知らせするため、また、国保税の収納率向上に期待できることから、これまでの納期を1月前倒しするよう下記の図のとおり改正する。

《令和7年度》

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月



《令和8年度》

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

(参 考)

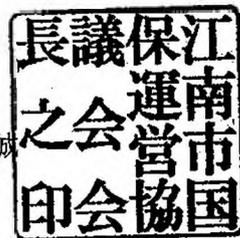


令和8年1月27日

江南市長 澤田和延 様

江南市国民健康保険運営協議会

会長 大竹 誠



江南市国民健康保険税率の改定について（答申）

令和8年1月23日付け7江保第300号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、1月23日開催の運営協議会にて、下記の結論を得ましたので答申します。

記

令和8年度の江南市国民健康保険税率について

平成30年度以降の国民健康保険運営において新たに導入された国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）は、県全体の保険給付費等について、国・県費等の公費で賄われない部分を、県内全市町村で所得水準及び医療費水準に応じて、分かち合っ

て負担する仕組みとなっている。
愛知県は令和8年度の納付金算定にあたり、平成30年度からの保険給付費の平均伸び率を考慮して、必要な保険給付費の推計が過大とならないように分析を行い、また、決算剰余金を活用して算定したものであるとのことであるが、それでもなお、令和8年度の江南市の1人当たり納付金額は、対前年度比で105.6%となっている。

こうした中、国民健康保険の財政運営の更なる安定化を図るためには、重症化予防・健康管理の取組による医療費適正化等を更に進めていくことが重要と考えるが、一方で、県から解消を求められていた保険税の負担緩和を目的とした法定外繰入れが、令和8年度に計画のとおり完了することを鑑みると、一定程度、保険税率を引き上げることはやむを得ないことと考える。

このことから、令和8年度の国民健康保険税率については、今般、県から示された標準保険税率を基本とした次の税率案を了承する。

【令和8年度国民健康保険税率案】

区 分	医療分	支援分	介護分	子ども・子育て分
所得割率 (%)	8.27	2.86	2.51	0.28
均等割額 (円)	35,300	12,200	12,600	1,200 18歳以上 +100
平等割額 (円)	22,700	7,800	6,200	800

(附帯意見)

保険税の増額により、全体の収納率が下がることのないよう、住民に対して十分な周知啓発に努められたい。

令和8年議案第20号

江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「一般的条件」を「一般的要件」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削る。

第20条第3項中「をいう。以下同じ」を「をいう」に改める。

第22条第1項中「（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士」を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
(乳児等通園支援事業所の職員の下 <u>一般的要件</u>)	(乳児等通園支援事業所の職員の下 <u>一般的条件</u>)
第9条 (略) (乳児等通園支援事業所内部の規程)	第9条 (略) (乳児等通園支援事業所内部の規程)
第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第16条 同左
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 利用定員	(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u>
(7)～(11) (略)	(7)～(11) (略)
(乳児等通園支援事業の区分)	(乳児等通園支援事業の区分)
第20条 (略)	第20条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業所に係る利用定員(子ども・子育て	3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業所に係る利用定員(子ども・子育て

新	旧
<p>て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(職員)</p>	<p>て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(職員)</p>
<p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p>	<p>第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。</p>
<p>2及び3 (略)</p> <p>(電磁的記録)</p>	<p>2及び3 (略)</p> <p>(電磁的記録)</p>
<p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録</p>	<p>第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的</p>

新	旧
<p>(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>

令和8年議案第21号

江南市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市立中央保育園及び江南市立あずま保育園の民営化に伴い、改正する必要があるからであります。

江南市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 江南市立中央保育園の項及び江南市立あずま保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新
旧対照表

新		旧	
(名称及び位置)			
第3条 保育所の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。			
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
名称	位置	名称	位置
江南市立草井保育園の項～江南市立古知野西保育園の項 (略)		江南市立草井保育園の項～江南市立古知野西保育園の項 (略)	
		<u>江南市立中央保育園</u>	<u>江南市赤童子町南山33番地</u>
江南市立布袋西保育園の項～江南市立布袋東保育園の項 (略)		江南市立布袋西保育園の項～江南市立布袋東保育園の項 (略)	
		<u>江南市立あずま保育園</u>	<u>江南市宮後町出屋敷46番地</u>

令和8年議案第22号

江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市立古知野児童館及び江南市立藤ヶ丘児童館を廃止し、新たに江南市立児童館を設置する等のため、改正する必要があるからであります。

江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案)

江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例（昭和44年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1から別表第4までのとおり児童館、放課後児童健全育成施設、児童遊園及び遊園地」を「児童厚生施設等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童厚生施設等の施設名及び位置は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

第3条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第4条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第6条中「行為」の次に「その他規則で定める行為」を加える。

第7条中「、教育委員会又は指定管理者」を「又は教育委員会」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意又は過失により児童厚生施設等の施設及び附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、その一部又は全部を免除することができる。

別表第1 江南市立古知野児童館の項及び江南市立藤ヶ丘児童館の項を削り、同表に次のように加える。

江南市立児童館	江南市古知野町宮裏121番地
---------	----------------

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

(参 考)

江南市立児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(案) の新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第2条 児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにするとともに、その健全な成長を図ることを目的として<u>児童厚生施設等</u>を設置する。</p> <p>2 <u>児童厚生施設等の施設名及び位置は、別表第1から別表第4までのとおりとする。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 指定管理者に行わせる業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる基準により、業務を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操をゆたかにするとともに、その健全な成長を図ることを目的として<u>別表第1から別表第4までのとおり児童館、放課後児童健全育成施設、児童遊園及び遊園地</u>を設置する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 同左</p> <p>(1) <u>児童館の利用許可等に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第4条 同左</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>児童館を利用しようとする者に対して適切なサービスの提供を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>児童館を利用しようとする者に対</u></p>

新	旧								
<p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、児童館の管理に関し市長が別に定める基準</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第6条 児童厚生施設等を利用する者は、児童の健全な遊びを阻害し、又は児童に悪影響を及ぼす行為<u>その他規則で定める行為</u>をしてはならない。</p> <p>(退去)</p> <p>第7条 市長<u>又は教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には退去させることができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p>第8条 <u>利用者は、故意又は過失により児童厚生施設等の施設及び附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、その一部又は全部を免除することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">児童館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江南市立児童館</td> <td>江南市古知野町宮裏121番地</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	位置	江南市立児童館	江南市古知野町宮裏121番地	<p><u>して不当な差別的取扱いをしないこと。</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、児童館の管理に関し市長が別に定める基準</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第6条 児童厚生施設等を利用する者は、児童の健全な遊びを阻害し、又は児童に悪影響を及ぼす行為をしてはならない。</p> <p>(退去)</p> <p>第7条 市長、<u>教育委員会又は指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には退去させることができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">児童館</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江南市立古知野児童館</td> <td>江南市古知野町小金87番地</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	位置	江南市立古知野児童館	江南市古知野町小金87番地
施設名	位置								
江南市立児童館	江南市古知野町宮裏121番地								
施設名	位置								
江南市立古知野児童館	江南市古知野町小金87番地								

新	旧	
	<u>江南市立藤ヶ丘児童館</u>	<u>江南市藤ヶ丘6丁目1番地</u> <u>1</u>

令和8年議案第23号

江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市老人福祉センターを廃止するため、廃止する必要があるからであります。

江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）

江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和50年条例第12号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

令和8年議案第24号

江南市交通児童遊園の設置及び管理に関する条例の廃止について

江南市交通児童遊園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、江南市交通児童遊園を廃止するため、廃止する必要があるからであります。

江南市交通児童遊園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）

江南市交通児童遊園の設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。

令和8年議案第25号

(仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事請負契約の締結について

令和8年2月4日一般競争入札に付した(仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | (仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 588,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 榊原・波多野特定建設工事共同企業体 |
| | 代表構成員 江南市村久野町金森61番地
榊原建設株式会社江南営業所
所長 森 健 |
| | 構 成 員 江南市草井町南234番地
株式会社波多野工務店
代表取締役 波多野 智章 |

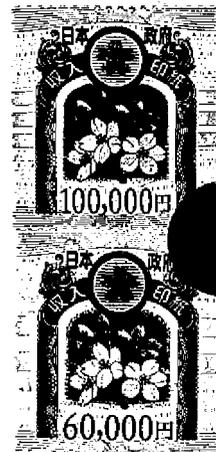
提案理由

この案を提出するのは、(仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事を施工するため、必要があるからであります。

(参 考)

仮 契 約 書

- 1 工 事 名 (仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事
- 2 工 事 場 所 江南市村久野町藤里1番地1
- 3 工 期 自 本契約成立の翌日
至 令和9年2月12日
- 4 契約金額 金588,500,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金53,500,000 円
- 5 契約保証金 保証事業会社の保証



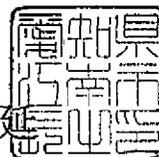
上記の工事について、発注者江南市と受注者榊原・波多野特定建設工事共同企業体との間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和8年2月9日

発注者 江南市
市長 澤田 和延



受注者 榊原・波多野特定建設工事共同企業体

代表構成員

江南市 榊原 61番地
榊原 江南営業所
所長 榊原 健

構 成 員

愛知県江南市車井町南234番地
株式会社波多野工務店
代表取締役 波多野 智章

特 約 条 項

(仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(建築)工事の請負契約について、下記条項のとおり特約する。

(契約代金の支払い)

第1条 この契約は、債務負担行為(ゼロ債務)に基づく契約とし、契約代金、前払金、中間前払金及び部分払の請求は、令和8年度以降とする。

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 1 江南市発注に係る （仮称）宮田東・藤里統合保育園建設（建築）
工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 2 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、榊原・波多野 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 江南市村久野町金森61番地 に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

- 第4条 当企業体は、令和8年1月16日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 江南市村久野町金森61番地

商号又は名称 榊原建設株式会社 江南営業所

住 所 江南市草井町南234番地

商号又は名称 株式会社波多野工務店

（代表者の商号又は名称）

第6条 当企業体は、榊原建設株式会社 江南営業所 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金（前払金及び中間前払金又は部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称	<u>榊原建設株式会社 江南営業所</u>	<u>60%</u>
商号又は名称	<u>株式会社波多野工務店</u>	<u>40%</u>

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、三菱UFJ銀行一宮支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
 - 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
 - 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
 - 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

榊原建設株式会社 江南営業所 外 1 社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各構成員が記名して構成員各自が所持するものとする。

また、この協定書を別途 1 通作成し、江南市に提出するものとする。

令和 8 年 1 月 16 日

○代表構成員

住 所

江南市相模野町南61番地

商号又は名称

榊原建設株式会社 江南営業所

代 表 者

所 長



健

○構成員

住 所

愛知県江南市東井町南234番地

商号又は名称

株式会社 建設工務店

代 表 者

代表取締役 野智章

令和8年議案第26号

(仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(管)工事請負契約の締結について

令和8年2月4日一般競争入札に付した(仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(管)工事について、下記のとおり契約を締結するため、江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | (仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(管)工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金 171,600,000円 |
| 4 契約の相手方 | 江南市古知野町熱田20番地
株式会社ジェーケー・サービス
代表取締役 福田 直樹 |

提案理由

この案を提出するのは、(仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(管)工事を施工するため、必要があるからであります。

(参 考)



仮 契 約 書

- 1 工 事 名 (仮称)宮田東・藤里統合保育園建設(管)工事
- 2 工 事 場 所 江南市村久野町藤里1番地1
- 3 工 期 自 本契約成立の翌日
至 令和9年2月12日
- 4 契 約 金 額 金171,600,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金15,600,000 円
- 5 契 約 保 証 金 保証事業会社の保証

上記の工事について、発注者江南市と受注者株式会社ジェーケー・サービスとの間に別添条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

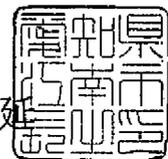
この契約を証するため、契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和8年2月9日

発注者 江南市
市長

澤田 和延



受注者

株式会社 **ジェーケーサービス**
代表取締役 **福田直樹**
〒483-8207 愛知県江南市吉野町熱田20番地
TEL 0587-54-0500 FAX 0587-59-7182

特 約 条 項

(仮称) 宮田東・藤里統合保育園建設(管)工事の請負契約について、下記条項のとおり特約する。

(契約代金の支払い)

第1条 この契約は、債務負担行為(ゼロ債務)に基づく契約とし、契約代金、前払金、中間前払金及び部分払の請求は、令和8年度以降とする。

令和8年議案第27号

市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を別添のとおり認定及び廃止したいので道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出

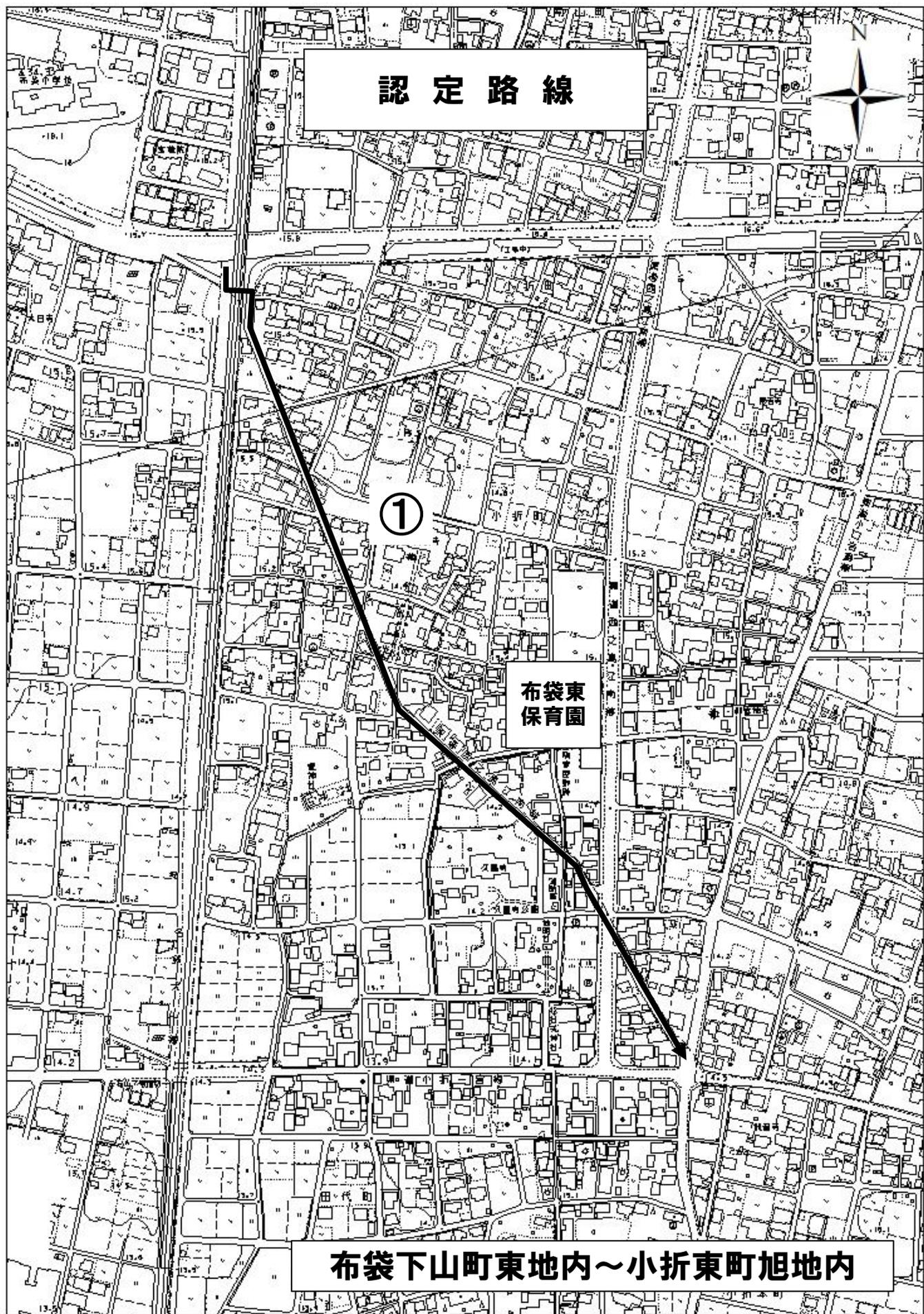
江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、県道から市道への降格等に伴い、市道路線を認定及び廃止する必要があるからであります。

認 定 路 線

整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点	主 要 経 過 地
1	市道東部第 7 3 0 号線	小郷町栗田木 4 0 番 1 地先 小折東町旭 2 7 1 番地先	
2	市道東部第 7 3 1 号線	天王町駒野 6 7 番地先 南山町東 6 2 番地先	
3	市道北部第 4 4 3 号線	和田町天神 1 7 3 番 1 地先 和田町天神 1 7 0 番地先	



認定路線

①

布袋東
保育園

布袋下山町東地内～小折東町旭地内

0 15 30 60 90 120
メートル

認定路線

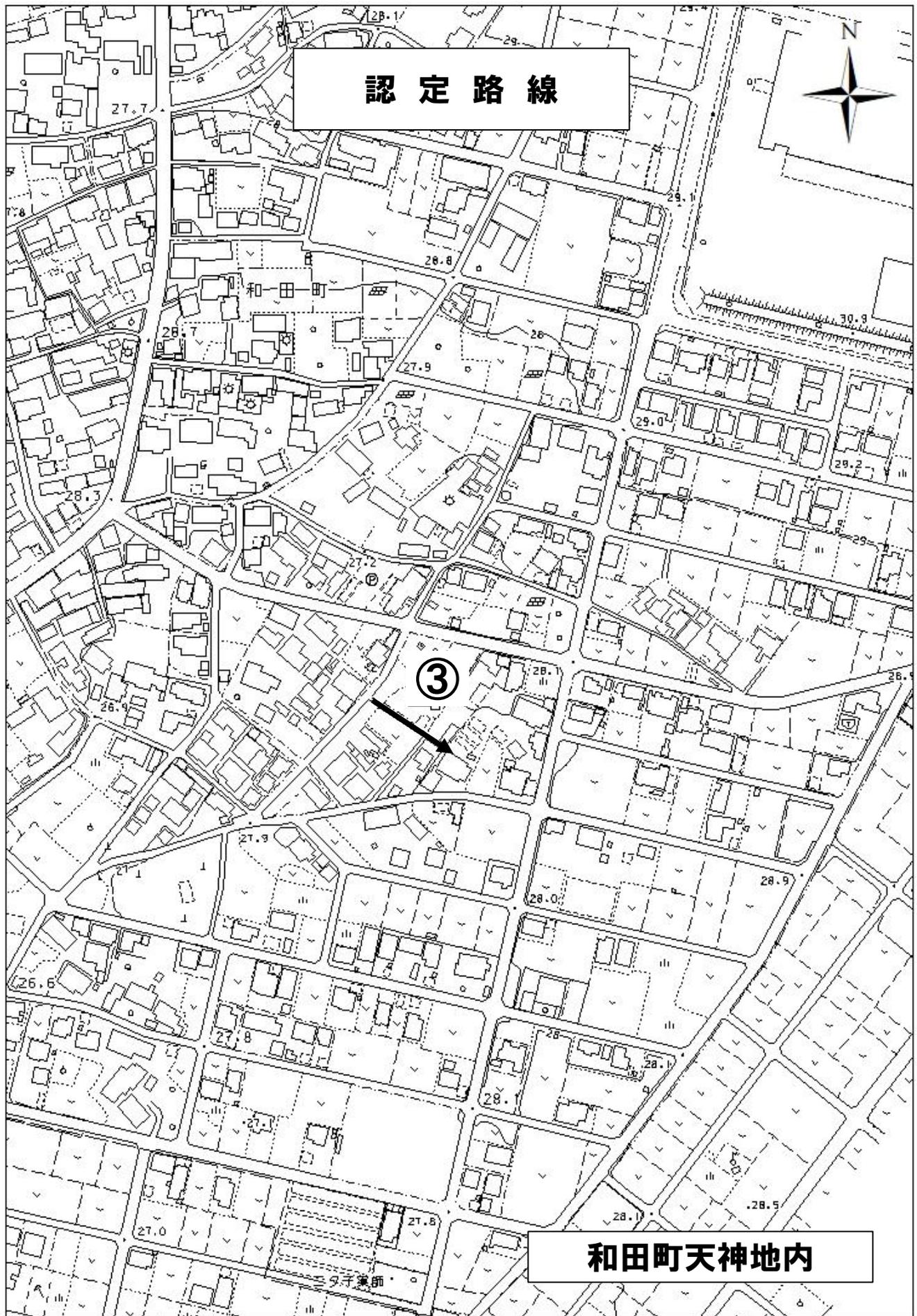


②

国道155号

天王町駒野地内～南山町中地内

0 1530 60 90 120
メートル



認定路線

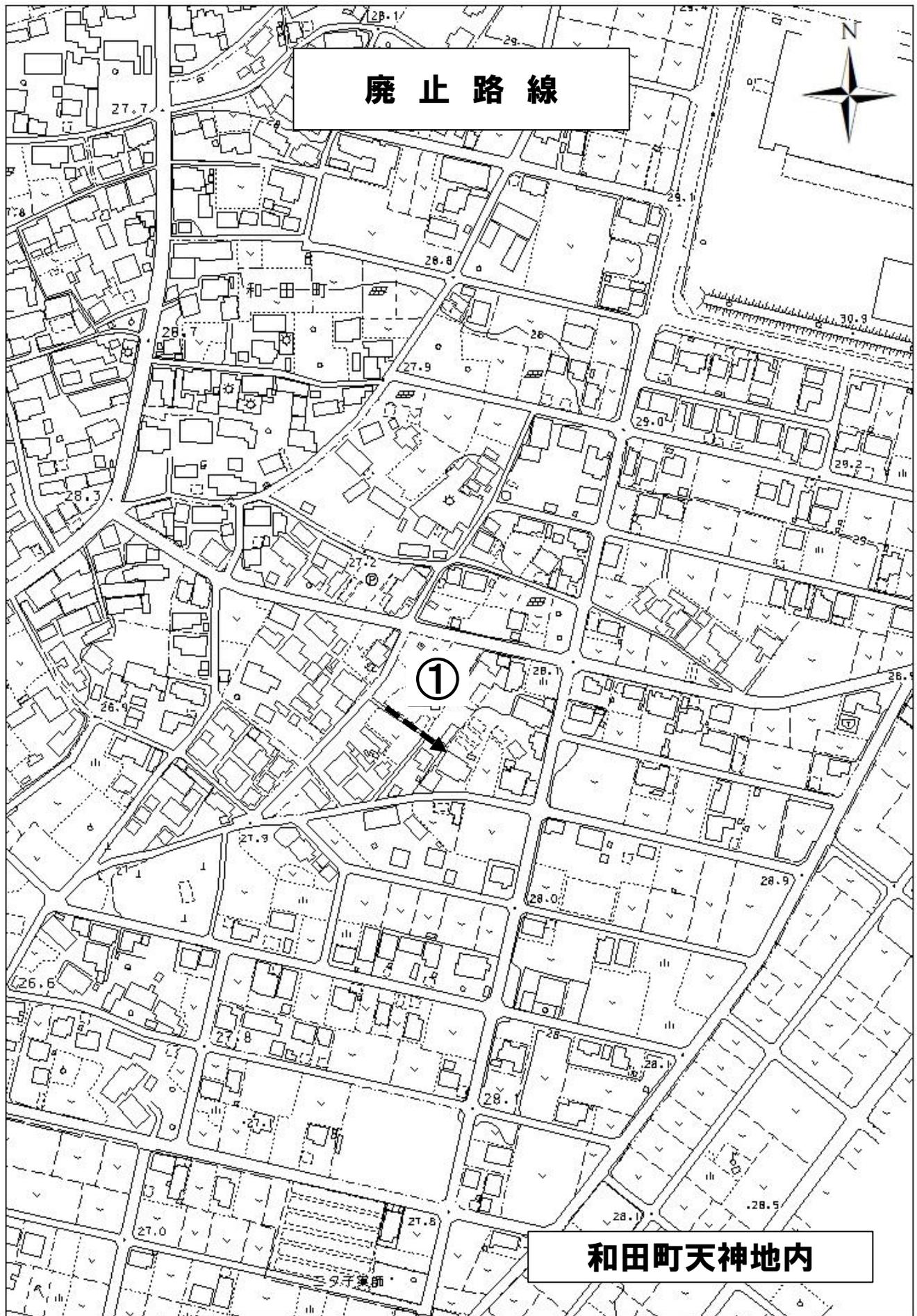
③

和田町天神地内

0 10 20 40 60 80
メートル

廃止路線

整理 番号	路線名	起 点 終 点	主 要 経過地
1	市道北部第 443号線	和田町天神174番地先 和田町天神170番地先	



廃止路線

①

和田町天神地内

0 10 20 40 60 80 米

(参 考)

認 定 路 線

整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点	理 由
1	市道東部第 730号線	小郷町粟田木40番1地先 小折東町旭271番地先	県道から市道への降格 に伴い新規認定
2	市道東部第 731号線	天王町駒野67番地先 南山町東62番地先	県道から市道への降格 に伴い新規認定
3	市道北部第 443号線	和田町天神173番1地先 和田町天神170番地先	道路認定漏れのため起 点移動

廃 止 路 線

整 理 番 号	路 線 名	起 点 終 点	理 由
1	市道北部第 443号線	和田町天神174番地先 和田町天神170番地先	道路認定漏れのため起 点移動

令和7年度江南市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度江南市の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87,450千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,463,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 既定の債務負担行為の廃止は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 既定の地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料		千円 457,763	千円 1,300	千円 459,063
	2 手 数 料	143,190	1,300	144,490
15 国 庫 支 出 金		5,824,593	920,542	6,745,135
	1 国 庫 負 担 金	4,601,173	12,781	4,613,954
	2 国 庫 補 助 金	257,199	307,185	564,384
	4 国 庫 交 付 金	938,576	600,576	1,539,152
16 県 支 出 金		2,849,795	△3,856	2,845,939
	1 県 負 担 金	1,733,985	21,783	1,755,768
	2 県 補 助 金	789,788	△22,539	767,249
	4 県 交 付 金	10,069	△3,100	6,969
17 財 産 収 入		39,495	△987	38,508
	1 財 産 運 用 収 入	39,492	△987	38,505
18 寄 附 金		29,847	21,084	50,931
	1 寄 附 金	29,847	21,084	50,931
19 繰 入 金		2,657,997	△977,146	1,680,851
	1 基 金 繰 入 金	2,656,992	△978,351	1,678,641
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,005	1,205	2,210
21 諸 収 入		1,680,119	△84,587	1,595,532
	5 雑 入	1,430,414	△84,587	1,345,827
22 市 債		3,026,500	36,200	3,062,700
	1 市 債	3,026,500	36,200	3,062,700
歳 入 合 計		40,550,712	△87,450	40,463,262

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 4,831,371	千円 △185,295	千円 4,646,076
	1 総 務 管 理 費	3,846,534	△184,035	3,662,499
	2 徴 税 費	569,099	△7,718	561,381
	3 戸籍住民基本台帳費	247,701	6,458	254,159
3 民 生 費		19,463,860	△132,203	19,331,657
	1 社 会 福 祉 費	9,584,134	△16,365	9,567,769
	2 児 童 福 祉 費	8,269,559	△74,895	8,194,664
	3 生 活 保 護 費	1,596,476	△40,943	1,555,533
4 衛 生 費		3,178,372	△9,755	3,168,617
	1 保 健 衛 生 費	1,011,266	36,618	1,047,884
	2 清 掃 費	2,103,828	△45,750	2,058,078
	3 上 水 道 費	63,278	△623	62,655
6 農 林 水 産 業 費		243,286	17,390	260,676
	1 農 業 費	243,246	17,390	260,636
7 商 工 費		851,262	187,132	1,038,394
	1 商 工 費	851,262	187,132	1,038,394
8 土 木 費		2,579,235	△61,058	2,518,177
	2 道 路 橋 り ょ う 費	663,004	△14,068	648,936
	3 河 川 費	276,653	△19,791	256,862
	4 都 市 計 画 費	786,537	△1,106	785,431
	6 下 水 道 費	624,802	△26,093	598,709
9 消 防 費		1,337,761	△8,085	1,329,676
	1 消 防 費	1,337,761	△8,085	1,329,676
10 教 育 費		5,172,181	116,158	5,288,339
	1 教 育 総 務 費	538,077	△5,222	532,855
	2 小 学 校 費	1,415,032	101,442	1,516,474
	3 中 学 校 費	764,015	35,980	799,995
	4 社 会 教 育 費	530,101		530,101
	5 保 健 体 育 費	1,924,956	△16,042	1,908,914
12 公 債 費		2,455,774	△11,734	2,444,040
	1 公 債 費	2,455,774	△11,734	2,444,040
歳 出 合 計		40,550,712	△87,450	40,463,262

第2表 継続費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
3 民生費	1 社会 福祉費	(仮称)多世 代交流プラザ 整備事業	1,029,078	令和7年度	538,248	942,187	令和7年度	499,258
				令和8年度	490,830		令和8年度	442,929
	2 児童 福祉費	児童館((仮 称)多世 代交流プラザ) 整備事業	604,378	令和7年度	316,113	553,345	令和7年度	293,212
				令和8年度	288,265		令和8年度	260,133
8 土木費	3 河川費	雨水貯留施設 整備事業	120,516	令和5年度	19,822	117,225	令和5年度	19,822
				令和6年度	48,437		令和6年度	48,437
				令和7年度	52,257		令和7年度	48,966

第3表 繰越明許費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム改修事業	1,848
		住民基本台帳システム改修事業	7,073
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	1,321
7 商工費	1 商工費	曾本地区工業用地整備推進事業	2,167
8 土木費	3 河川費	雨水貯留施設整備事業	48,151
	4 都市計画費	交通結節点整備事業（布袋駅東地区）	32,940
		布袋駅付近鉄道高架化整備事業	3,749
10 教育費	2 小学校費	学校施設改修（LED化）事業	112,409
	3 中学校費	学校施設改修（LED化）事業	38,313

[単位：千円]

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
8 土木費	4 都市計画費	都市計画道路整備事業 （曾本地区工業用地）	45,408	33,700

第4表 債務負担行為補正

[単位：千円]

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
地域交流センター運営業務委託料	令和7年度～ 令和9年度	31,382	—	—

第5表 地方債補正

[単位:千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営特定農業用管水路 特別対策事業（江南地区）	9,300	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
学校施設改修事業（中学校）	22,600			

[単位:千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
（仮称）多世代交流 プラザ整備事業	749,600	普通 貸借 又は 証券 発行	4.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）	借入れの日から据置期間を含めて30年以内償還。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	689,300	補正 前に 同じ	6.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）	補正 前に 同じ
水質保全対策事業 （昭和用水地区）	11,000				20,200			
用排水施設整備事業 （丹羽排水地区）	6,100				16,800			
雨水貯留施設 整備事業	20,400				補正前に 同じ			
道路改良事業	28,100				補正前に 同じ			
消防施設整備事業	32,600				19,500			
学校施設改修事業 （小学校）	49,700				107,500			
市債計	3,026,500				3,062,700			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
14 使用料及び手数料	457,763	1,300	459,063
15 国庫支出金	5,824,593	920,542	6,745,135
16 県支出金	2,849,795	△3,856	2,845,939
17 財産収入	39,495	△987	38,508
18 寄附金	29,847	21,084	50,931
19 繰入金	2,657,997	△977,146	1,680,851
21 諸収入	1,680,119	△84,587	1,595,532
22 市債	3,026,500	36,200	3,062,700
歳入合計	40,550,712	△87,450	40,463,262

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	4,831,371	△185,295	4,646,076
3 民生費	19,463,860	△132,203	19,331,657
4 衛生費	3,178,372	△9,755	3,168,617
6 農林水産業費	243,286	17,390	260,676
7 商工費	851,262	187,132	1,038,394
8 土木費	2,579,235	△61,058	2,518,177
9 消防費	1,337,761	△8,085	1,329,676
10 教育費	5,172,181	116,158	5,288,339
12 公債費	2,455,774	△11,734	2,444,040
歳出合計	40,550,712	△87,450	40,463,262

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 6,458	千円	千円 △59,753	千円 △132,000
640,671	△60,300	8,492	△721,066
70,093		△28,780	△51,068
△6,602	29,200		△5,208
96,661			90,471
△2,100		△6,149	△52,809
△1,771	△13,100		6,786
113,276	80,400	△14,535	△62,983
			△11,734
916,686	36,200	△100,725	△939,611

2 歳 入

14 款 使用料及び手数料

15 款 国庫支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
14	使用料及び手数料	457,763	1,300	459,063
	2 手数料	143,190	1,300	144,490
	3 衛生手数料	46,547	1,300	47,847
15	国庫支出金	5,824,593	920,542	6,745,135
	1 国庫負担金	4,601,173	12,781	4,613,954
	1 民生費国庫負担金	4,597,419	12,781	4,610,200
	2 国庫補助金	257,199	307,185	564,384
	1 総務費国庫補助金	39,464	6,458	45,922
	2 民生費国庫補助金	140,888	302,281	443,169
	3 衛生費国庫補助金	7,251	217	7,468
	5 消防費国庫補助金	14,819	△1,771	13,048
	4 国庫交付金	938,576	600,576	1,539,152
	2 民生費交付金	743,376	318,337	1,061,713

[単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
1 保 健 衛 生 手 数 料	1,300	[健康づくり課] 休日急病診療所診療収入
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	12,781	[地域ふくし課] 生活困窮者住居確保給付費負担金 512 [保険年金課] 国民健康保険基盤安定負担金 12,451 未就学児均等割保険税負担金 △339 産前産後期間保険税負担金 157
2 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 補 助 金	6,458	[市民サービス課] 個人番号カード交付事務費補助金 △1,258 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 7,716
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	302,281	[こども未来課] 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 310,260 310,260,000円×10/10 物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 10,855 10,855,000円×10/10 保育対策総合支援事業費補助金 △18,834
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	217	[健康づくり課] 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 435,000円×1/2
1 消 防 費 補 助 金	△1,771	[消防総務課] 災害対応特殊救急自動車購入費補助金
1 児 童 福 祉 費 交 付 金	△5,656	[こども未来課] 子ども・子育て支援交付金 260 子ども・子育て支援施設整備交付金 △14,771 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 8,855
2 生 活 保 護 費 交 付 金	333,336	[ふくし支援課] 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

歳 入

15款 国庫支出金

16款 県支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計	
款	項 目	予 算 額	予 算 額		
	3	衛生費交付金	98,400	69,768	168,168
	5	教育費交付金	36,933	113,276	150,209
	6	農林水産業費交付金		2,534	2,534
	7	商工費交付金		96,661	96,661
16 県支出金		2,849,795	△3,856	2,845,939	
	1	県負担金	1,733,985	21,783	1,755,768
	1	民生費県負担金	1,732,766	21,783	1,754,549
	2	県補助金	789,788	△22,539	767,249
	2	民生費県補助金	624,917	△14,511	610,406
	3	衛生費県補助金	35,855	108	35,963

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
3 社会福祉費 交 付 金	△9,343	[介護保険課] 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 [ふくし支援課] 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	△17,921 4,854 3,724
1 保健衛生費 交 付 金	24,893	[環境課] 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 [健康づくり課] 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5,788 19,105
3 上水道費 交 付 金	44,875	[水道課] 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
3 小学校費 交 付 金	33,282	[教育課] 学校施設環境改善交付金 31,013,000円×1/3 38,161,000円×1/3 30,682,000円×1/3	
4 中学校費 交 付 金	11,324	[教育課] 学校施設環境改善交付金 33,974,000円×1/3	
5 保健体育費 交 付 金	68,670	[学校給食課] 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
1 農業費 交 付 金	2,534	[農政課] 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
1 商工費 交 付 金	96,661	[商工観光課] 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
1 社会福祉費 負 担 金	21,783	[保険年金課] 国民健康保険基盤安定負担金 未就学児均等割保険税負担金 産前産後期間保険税負担金	21,874 △169 78
2 児童福祉費 補 助 金	△14,511	[こども未来課] 地域子ども・子育て支援事業費補助金 子ども・子育て支援施設整備補助金	260 △14,771
1 保健衛生費 補 助 金	108	[健康づくり課] 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 435,000円×1/4	

歳 入

16款 県支出金

19款 繰入金

17款 財産収入

18款 寄附金

科 目		補 正 前 の	補 正	計	
款	項 目	予 算 額	予 算 額		
	4	農林水産業費県補助金	30,176	△9,136	21,040
	5	土木費県補助金	26,815	1,000	27,815
	4	県交付金	10,069	△3,100	6,969
	4	土木費交付金	4,966	△3,100	1,866
17		財産収入	39,495	△987	38,508
	1	財産運用収入	39,492	△987	38,505
	2	利子及び配当金	24,802	△987	23,815
18		寄附金	29,847	21,084	50,931
	1	寄附金	29,847	21,084	50,931
	1	総務費寄附金	29,847	13,974	43,821
	2	土木費寄附金		150	150
	3	民生費寄附金		5,960	5,960
	4	教育費寄附金		1,000	1,000
19		繰入金	2,657,997	△977,146	1,680,851
	1	基金繰入金	2,656,992	△978,351	1,678,641

[単位：千円]

節		金額	説明	明
区分				
1 農業補助金		△9,136	[農政課] 農業人材力強化総合支援事業費補助金	
3 都市計画補助金		1,000	[都市整備課] 元気な愛知の市町村づくり補助金	
1 都市計画交付金		△3,100	[都市計画課] あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金	
1 利子及び配当金		△987	[企画課] 江南市ふるさと応援事業基金利子 [財政課] 江南市財政調整基金利子	24 △1,011
1 総務管理費寄附金		13,974	[企画課] ふるさと寄附金 企業版ふるさと寄附金	12,674 1,300
1 都市計画費寄附金		150	[都市計画課] 企業版ふるさと寄附金	
1 児童福祉費寄附金		2,810	[こども未来課] 企業版ふるさと寄附金 [子育て支援課] 寄附金 企業版ふるさと寄附金	1,850 860 100
2 社会福祉費寄附金		3,150	[地域ふくし課] 企業版ふるさと寄附金	
1 社会教育費寄附金		1,000	[生涯学習課] 企業版ふるさと寄附金	

歳 入

19款 繰入金

21款 諸収入

22款 市債

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
		1 基金繰入金	2,656,992	△978,351	1,678,641
		2 特別会計繰入金	1,005	1,205	2,210
		1 特別会計繰入金	1,005	1,205	2,210
21		諸収入	1,680,119	△84,587	1,595,532
		5 雑入	1,430,414	△84,587	1,345,827
		2 雑入	1,393,298	△84,587	1,308,711
22		市債	3,026,500	36,200	3,062,700
		1 市債	3,026,500	36,200	3,062,700
		2 民生債	790,200	△60,300	729,900
		3 農林水産業債	26,500	29,200	55,700
		5 消防債	212,000	△13,100	198,900
		6 教育債	1,465,800	80,400	1,546,200

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 基金繰入金	△978,351	[環境課] 江南市ごみ処理施設建設事業等基金繰入金 △30,000 [財政課] 江南市財政調整基金繰入金 △940,816 [教育課] 江南市森林環境譲与税基金繰入金 △7,535	
1 特別会計繰入金	1,205	[都市整備課] 尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計繰入金	
11 雑入	△84,587	[ふくし支援課] デジタル基盤改革支援補助金 4,732 [土木課] 地域振興事業費負担金 △6,299 [企画課] デジタル基盤改革支援補助金 △66,602 [税務課] 航空写真負担金 △6,138 [スポーツ推進課] 地域スポーツクラブ参加利用料 △8,000 [こども未来課] デジタル基盤改革支援補助金 △2,200 [健康づくり課] 有料広告掲載料 △80	
1 社会福祉債	△38,000	[地域ふくし課] (仮称)多世代交流プラザ整備事業債	
2 児童福祉債	△22,300	[こども未来課] (仮称)多世代交流プラザ整備事業債	
1 農業債	29,200	[農政課] 水質保全対策事業債(昭和用水地区) 9,200 用排水施設整備事業債(丹羽排水地区) 10,700 県営特定農業用管水路特別対策事業債(江南地区) 9,300	
1 消防債	△13,100	[消防総務課] 消防施設整備事業債	
1 小学校債	57,800	[教育課] 学校施設改修事業債	

歳 入

22款 市債

科 目			補 正 前 の	補 正	計
款	項	目	予 算 額	予 算 額	
計			40,550,712	△87,450	40,463,262

22-1-6 教育債 [単位：千円]

節		説明
区分	金額	
3中学校債	22,600	[教育課] 学校施設改修事業債

3 歳 出

2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 秘書 人事費	500,179	45,920	546,099				45,920	3職員 手当等	45,920
2 企画費	1,243,533	△211,629	1,031,904			△52,604	△159,025	11 役務費	△11,648
								12 委託料	△212,679
								24 積立金	12,698
5 財政費	874,171	△2,243	871,928			△1,011	△1,232	11 役務費	△1,232
								24 積立金	△1,011

2-1-1 秘書人事費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 45,920	
	3 職員手当等 退職手当	補正後149,169,000円－補正前103,249,000円
	〔ふるさと寄附事業〕 19,130	
	11 役務費 481	〈特定財源〉 そ 24千円 江南市ふるさと応援事業基金利子 補正後105,000円－補正前81,000円
	12 委託料 5,951	そ 12,674千円 ふるさと寄附金 補正後42,521,000円－補正前29,847,000円
	24 積立金 12,698	
	江南市ふるさと応援事業基金積立金 12,674	決済手数料 補正後817,000円－補正前336,000円
	江南市ふるさと応援事業基金利子積立金 24	業務委託料 補正後24,160,000円－補正前18,209,000円 江南市ふるさと応援事業基金積立金 補正後42,521,000円－補正前29,847,000円 江南市ふるさと応援事業基金利子積立金 補正後105,000円－補正前81,000円
	〔政策決定支援事業〕 ・SDGs未来都市計画推進事業	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ (財源更正) 〈特定財源〉 そ 1,300千円 企業版ふるさと寄附金
	〔情報システム管理運営事業〕 Δ15,101	
	・情報システム管理運営事業 12 委託料 プライベートクラウド運用委託料	補正後47,423,000円－補正前62,524,000円
	〔情報システム標準化事業〕 Δ215,658	
	11 役務費 Δ12,129	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
	システム利用料	〈特定財源〉 そ Δ66,602千円 デジタル基盤改革支援補助金 補正後385,579,000円－補正前452,181,000円
	12 委託料 Δ203,529	プログラム改修委託料 補正後460,315,000円－補正前663,844,000円
	〔財政調整基金管理事業〕 Δ1,011	
	24 積立金 江南市財政調整基金利子積立金	〈特定財源〉 そ Δ1,011千円 江南市財政調整基金利子 補正後9,703,000円－補正前10,714,000円 補正後9,703,000円－補正前10,714,000円

歳出
2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
6 行政事務費	302,805	△11,991	290,814				△11,991	1報酬 △7,528	△7,528
								12委託料	△2,670
								14工事 請負費	△1,793
8 防災安全費	699,520	1,298	700,818				1,298	14工事 請負費	1,298
9 会計管理費	95,804	△5,390	90,414				△5,390	11役務費	△5,390
計	3,846,534	△184,035	3,662,499			△53,615	△130,420		

2-1-5 財政費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	〔市有財産管理事業〕	△1,232	
	11 役務費		補正後0円－補正前1,232,000円
	土地鑑定手数料		
	〔いじめ問題調査事業〕	△10,198	
	・いじめ問題調査委員会事業		
	1 報酬	△7,528	調査委員会委員
	調査委員会委員	△3,928	補正後1,530,000円－補正前5,458,000円
	調査委員会臨時委員	△3,600	調査委員会臨時委員
	12 委託料	△2,670	補正後800,000円－補正前4,400,000円
	報告書作成等委託料		報告書作成等委託料
			補正後330,000円－補正前3,000,000円
	〔庁舎等整備等事業〕	△1,793	
	・庁舎等改修事業		
	14 工事請負費		西庁舎 1 階屋上防水改修工事費
	西庁舎 1 階屋上防水改修工事費	△1,331	補正後4,950,000円－補正前6,281,000円
	連絡歩道橋改修工事費	△462	連絡歩道橋改修工事費
			補正後4,840,000円－補正前5,302,000円
	〔交通安全施設整備事業〕	1,298	
	14 工事請負費		補正後3,914,000円－補正前2,616,000円
	道路照明灯工事費		
	〔歳入歳出事務処理事業〕	△5,390	
	11 役務費		補正後19,578,000円－補正前24,968,000円
	口座振込手数料		

歳出
2款 総務費
2項 徴税費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 税務費	348,888	△7,718	341,170			△6,138	△1,580	12委託料	△7,718
計	569,099	△7,718	561,381			△6,138	△1,580		

2款 総務費
3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 戸籍 住民 基本 台帳 費	247,701	6,458	254,159	6,458				11 役務費	△1,205
								12 委託料	8,921
								13 使用料 及び 賃借料	△1,258

2-2-1 税務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△7,718	
[土地調査評価事業] ・航空写真撮影事業 12 委託料 航空写真合同撮影委託料		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 そ △6,138千円 航空写真負担金 補正後5,597,000円－補正前11,735,000円 補正後7,117,000円－補正前14,835,000円

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	643	
	△1,205	
[戸籍事業] ・戸籍事業 11 役務費 郵便料		〈特定財源〉 国 △1,205千円 補正後7,629,000円×10/10 －補正前8,834,000円×10/10 補正後3,880,000円－補正前5,085,000円
・戸籍総合システム改修事業 12 委託料 システム改修委託料	1,848	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 国 1,848千円 1,848,000円×10/10 戸籍附票の旧氏及び旧氏の振り仮名記載に伴うシステム改修 補正後15,818,000円－補正前13,970,000円 繰越明許費 1,848千円

歳 出
 2款 総務費
 3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	247,701	6,458	254,159	6,458					

3款 民生費
 1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 地 域 福 祉 費	937,147	△35,512	901,635	512	△38,000	3,150	△1,174	12委託料	△90
								14工 事 請 負 費	△38,900
								19扶 助 費	3,086
								27繰 出 金	392

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	5,815 △1,258	
[住民基本台帳等事業] ・個人番号カード関連事業 13 使用料及び賃借料 コンピュータ機器借上料		〈特定財源〉 国 △1,258千円 補正後19,469,000円×10/10 －補正前20,727,000円×10/10 補正後1,047,000円－補正前2,305,000円
・住民基本台帳システム改修事業 12 委託料 システム改修委託料	7,073	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 国 7,073千円 7,073,000円×10/10 氏名の振り仮名法制化に伴うシステム改修 繰越明許費 7,073千円

3-1-1 地域福祉費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	392	
[介護保険財務事務事業] ・介護保険特別会計繰出事業 27 繰出金 特別会計繰出金		地域支援事業分 補正後20,609,000円－補正前20,217,000円
[福祉タクシー料金助成事業] 19 扶助費 福祉タクシー料金助成事業費	2,403	補正後18,721,000円－補正前16,318,000円

歳 出
 3 款 民生費
 1 項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 介 護 保 険 費	1,437,018	△18,111	1,418,907	△13,067			△5,044	18負担金、 補助及び 交 付 金	△18,111

3-1-1 地域福祉費 [単位：千円]

説		明										
事	業	備	考									
[(仮称) 多世代交流プラザ整備等事業]	△38,990											
・ (仮称) 多世代交流プラザ整備事業												
12 委託料	△90	★★★★★	政策的事業 (戦略プロジェクト) ★★★★★									
工事監理委託料												
14 工事請負費	△38,900											
(仮称) 多世代交流プラザ建設工 事費												
			<p>〈特定財源〉</p> <p>地 △38,000千円 補正後496,108,000円×90% ー補正前538,248,000円×90%</p> <p>そ 3,150千円 企業版ふるさと寄附金</p> <p>工事監理委託料 補正後6,181,000円ー補正前6,271,000円 (仮称) 多世代交流プラザ建設工事費 補正後493,077,000円ー補正前531,977,000円</p> <p>継続費</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>補正後</td> <td>補正前</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>499,258千円</td> <td>538,248千円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>442,929千円</td> <td>490,830千円</td> </tr> </table>		補正後	補正前	令和7年度	499,258千円	538,248千円	令和8年度	442,929千円	490,830千円
	補正後	補正前										
令和7年度	499,258千円	538,248千円										
令和8年度	442,929千円	490,830千円										
[生活困窮者住居確保給付金給付事業]	683											
19 扶助費												
生活困窮者住居確保給付金												
			<p>〈特定財源〉</p> <p>国 512千円 補正後1,649,000円×3/4ー補正前966,000円×3/4</p> <p>補正後1,649,000円ー補正前966,000円</p>									
[介護施設等整備費補助事業]	△17,921											
18 負担金、補助及び交付金		★★★★★	政策的事業 ★★★★★									
認知症高齢者グループホーム等防 災改修費等補助金												
			<p>〈特定財源〉</p> <p>国 △17,921千円 補正後18,568,000円×10/10 ー補正前36,489,000円×10/10</p> <p>補正後18,568,000円ー補正前36,489,000円</p>									
[介護サービス事業所等支援事業]	△190											
・ 介護サービス事業所等支援事業 (物価高騰 対策)												
18 負担金、補助及び交付金		★★★★★	政策的事業 ★★★★★									
介護サービス事業所等支援金												
			<p>〈特定財源〉</p> <p>国 4,854千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金</p> <p>補正後6,700,000円ー補正前6,890,000円</p>									

歳出
 3款 民生費
 1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
3 障害者 福祉費	3,992,339	△8,046	3,984,293	3,724		354	△12,124	12委託料	△7,546
								18負担金、 補助及び 交付金	△500
4 社会 保障費	3,181,970	45,304	3,227,274	34,052			11,252	27繰出金	45,304
計	9,584,134	△16,365	9,567,769	25,221	△38,000	3,504	△7,090		

3-1-3 障害者福祉費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>[自立支援給付事業] △500 ・ 障害者自立支援給付事業（物価高騰対策） 18 負担金、補助及び交付金 障害福祉サービス等事業所支援金</p> <p>[障害者福祉システム運用事業] ・ 障害者福祉システム運用事業</p> <p>[在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」維持運営事業] △7,546 12 委託料 指定管理料</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 3,724千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 補正後5,140,000円－補正前5,640,000円</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 そ 354千円 デジタル基盤改革支援補助金</p> <p>補正後35,549,000円－補正前43,095,000円</p>
<p>[保険推進事業] 45,304 27 繰出金 国民健康保険特別会計繰出金</p>	<p>〈特定財源〉</p> <p>国 12,451千円 補正後175,023,329円×1/2 ー補正前150,120,000円×1/2 △339千円 補正後 4,057,730円×1/2 ー補正前 4,734,000円×1/2 157千円 補正後 1,590,171円×1/2 ー補正前 1,276,000円×1/2</p> <p>県 21,874千円 補正後282,831,780円×3/4 175,023,329円×1/4 ー補正前261,967,000円×3/4 150,120,000円×1/4 △169千円 補正後 4,057,730円×1/4 ー補正前 4,734,000円×1/4 78千円 補正後 1,590,171円×1/4 ー補正前 1,276,000円×1/4</p> <p>国民健康保険特別会計繰出金 保険基盤安定繰出金 補正後457,855,109円－補正前412,087,000円 未就学児均等割保険税繰出金 補正後4,057,730円－補正前4,734,000円 産前産後期間保険税繰出金 補正後1,590,171円－補正前1,276,000円 財政安定化支援事業繰出金 補正後27,086,000円－補正前27,189,000円</p>

歳 出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 保育費	7,207,815	△75,243	7,132,572	282,114	△22,300	△350	△334,707	12委託料	△1,474
								14工 事 請 負 費	△22,847
								18負担金、 補助及び 交 付 金	△51,363
								22償還金、 利子及び 割 引 料	441

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>〔病児保育事業〕 780 ・病児保育施設運営事業 12 委託料 病児保育事業委託料</p>	<p>〈特定財源〉 国 260千円 補正後13,074,000円×1/3 ー補正前12,294,000円×1/3 県 260千円 補正後13,074,000円×1/3 ー補正前12,294,000円×1/3 補正後13,050,000円ー補正前12,270,000円</p>
<p>〔保育所等整備促進事業〕 △7,050 18 負担金、補助及び交付金 保育所等改修費等支援事業費補助金</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 〈特定財源〉 国 △18,834千円 補正後40,788,000円×8/9 ー補正前61,978,000円×8/9 補正後54,928,000円ー補正前61,978,000円</p>
<p>〔子ども・子育て支援施設整備促進事業〕 △44,313 18 負担金、補助及び交付金 病児保育施設整備事業費補助金</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 〈特定財源〉 国 △14,771千円 補正後21,570,000円×3/10 ー補正前70,809,000円×3/10 県 △14,771千円 補正後21,570,000円×3/10 ー補正前70,809,000円×3/10 補正後19,413,000円ー補正前63,726,000円</p>

歳 出
 3 款 民生費
 2 項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説	明									
事 業	備 考									
<p>[子育て支援施設整備等事業] △22,901 ・児童館（（仮称）多世代交流プラザ）整備事業 12 委託料 △54 工事監理委託料 14 工事請負費 △22,847 児童館（（仮称）多世代交流プラザ）建設工事費</p> <p>[保育園運営事業] ・保育園指定管理事業（物価高騰対策）</p> <p>[子ども・子育て支援給付事業] ・特定教育・保育等事業（物価高騰対策）</p> <p>[児童・遺児手当等事業] △1,759 ・児童手当システム改修事業 441 22 償還金、利子及び割引料 子ども・子育て支援事業費国庫補助金返納金</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 地 △22,300千円 補正後269,981,000円×90% －補正前294,732,000円×90% そ 1,850千円 企業版ふるさと寄附金</p> <p>工事監理委託料 補正後3,629,000円－補正前3,683,000円 児童館（（仮称）多世代交流プラザ）建設工事費 補正後289,583,000円－補正前312,430,000円</p> <p>継続費</p> <table border="0" style="width:100%"> <tr> <td></td> <td style="text-align:center">補正後</td> <td style="text-align:center">補正前</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td style="text-align:right">293,212千円</td> <td style="text-align:right">316,113千円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td style="text-align:right">260,133千円</td> <td style="text-align:right">288,265千円</td> </tr> </table> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 国 5,813千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金</p> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>（財源更正）</p> <p>〈特定財源〉 国 3,042千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金</p> <p>令和6年度分</p>		補正後	補正前	令和7年度	293,212千円	316,113千円	令和8年度	260,133千円	288,265千円
	補正後	補正前								
令和7年度	293,212千円	316,113千円								
令和8年度	260,133千円	288,265千円								

歳出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2子育て 支援費	279,301	348	279,649			960	△612	22償還金、 利子及び 割引料	348
計	8,269,559	△74,895	8,194,664	282,114	△22,300	610	△335,319		

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
<p>・ (市) 児童扶養手当システム改修事業 12 委託料 システム改修委託料</p> <p>△2,200</p> <p>〔物価高対応子育て応援手当支給事業〕</p>		<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 そ △2,200千円 デジタル基盤改革支援補助金 補正後0円－補正前2,200,000円</p> <p>補正後0円－補正前2,200,000円</p> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉 国 310,260千円 310,260,000円×10/10 国 10,855千円 10,855,000円×10/10</p> <p>繰越明許費 1,321千円</p>	
<p>〔児童発達支援センター業務委託事業〕</p> <p>22 償還金、利子及び割引料</p> <p>地域障害児支援体制強化事業費国</p> <p>庫補助金返納金</p> <p>地域障害児支援体制強化事業費県</p> <p>費補助金返納金</p> <p>348</p> <p>232</p> <p>116</p> <p>〔児童館等運営事業〕</p> <p>・ 児童館（(仮称)多世代交流プラザ）開館 準備事業</p>		<p>令和6年度分</p> <p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>(財源更正)</p> <p>〈特定財源〉 そ 860千円 寄附金 そ 100千円 企業版ふるさと寄附金</p>	

歳出
 3款 民生費
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 生活 保護費	1,596,476	△40,943	1,555,533	333,336		4,378	△378,657	3職員 手当等	△52
								10需用費	△14
								11役務費	△3,195
								13使用料 及び 賃借料	△2
								18負担金、 補助及び 交付金	△37,680
計	1,596,476	△40,943	1,555,533	333,336		4,378	△378,657		

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
[生活保護システム運用事業]	(財源更正) 〈特定財源〉 そ 4,378千円 デジタル基盤改革支援補助金
[物価高騰対応重点支援給付金支給事業 (△40,943調整給付分)]	
・物価高騰対応重点支援給付金支給事業 (不足額給付分)	
3 職員手当等 △52	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
時間外勤務手当	
10 需用費 △14	〈特定財源〉 国 333,336千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
消耗品費 一般事業用	
11 役務費 △3,195	時間外勤務手当
郵便料 △1,069	補正後680,000円ー補正前732,000円
電話料 25	一般事業用
電話架設料 △2	補正後538,000円ー補正前552,000円
人材派遣手数料 △2,136	郵便料
口座振込手数料 △13	補正後2,350,000円ー補正前3,419,000円
13 使用料及び賃借料 △2	電話料
コピー機借上料 △1	補正後28,000円ー補正前3,000円
パソコン等借上料 △1	電話架設料
18 負担金、補助及び交付金 △37,680	補正後12,000円ー補正前14,000円
物価高騰対応重点支援給付金 (不足額給付分)	人材派遣手数料
	補正後6,862,000円ー補正前8,998,000円
	口座振込手数料
	補正後1,700,000円ー補正前1,713,000円
	コピー機借上料
	補正後57,000円ー補正前58,000円
	パソコン等借上料
	補正後617,000円ー補正前618,000円
	物価高騰対応重点支援給付金 (不足額給付分)
	補正後312,320,000円ー補正前350,000,000円

歳 出
 4 款 衛生費
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 健 康 づくり費	969,538	36,651	1,006,189	19,430		1,220	16,001	10需用費	△809
								11役 務 費	△991
								12委 託 料	32,041
								18負担金、 補助及び 交付金	205
								19扶 助 費	1,000
								22償還金、 利子及び 割引料	5,205

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔健康管理事業〕	
10	需用費	△1,796
	印刷製本費	△809
	健康診査用	
11	役務費	△987
	がん検診等ガイド配布手数料	
		<p>〈特定財源〉</p> <p>そ △80千円 有料広告掲載料 補正後0円ー補正前80,000円</p> <p>健康診査用 補正後1,712,000円ー補正前2,521,000円 がん検診等ガイド配布手数料 補正後0円ー補正前987,000円</p>
	〔予防接種事業〕	35,505
	・ 予防接種事業	
12	委託料	30,300
	予防接種委託料	
22	償還金、利子及び割引料	5,205
	新型コロナウイルスワクチン接種 対策費国庫負担金返納金	
		<p>予防接種委託料 補正後306,894,000円ー補正前276,594,000円</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返納金 補正後6,130,000円ー補正前925,000円</p>
	〔母子保健事業〕	1,177
	・ 母子保健事業	1,177
12	委託料	177
	妊産婦歯科健康診査委託料	
19	扶助費	1,000
	特定不妊治療費助成金	
		<p>〈特定財源〉</p> <p>国 27千円 54,000円×1/2 県 13千円 54,000円×1/4</p> <p>妊産婦歯科健康診査委託料 補正後1,064,000円ー補正前887,000円</p> <p>特定不妊治療費助成金 補正後1,600,000円ー補正前600,000円</p>
	・ 発達支援事業	
		(財源更正)
		<p>〈特定財源〉</p> <p>国 190千円 381,000円×1/2 県 95千円 381,000円×1/4</p>
	〔休日急病診療所維持運営事業〕	1,564
	・ 休日急病診療所運営事業	
12	委託料	
	休日急病診療所運営委託料	
		<p>〈特定財源〉</p> <p>そ 1,300千円 休日急病診療所診療収入 補正後31,814,000円ー補正後30,514,000円</p> <p>補正後49,722,000円ー補正前48,158,000円</p>
	〔地域医療推進支援事業〕	201
	・ 地域医療推進支援事業	505
18	負担金、補助及び交付金	
	尾北看護専門学校運営費補助金	
		補正後6,077,000円ー補正前5,572,000円

歳 出
 4 款 衛生費
 1 項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 環 境 保 全 費	41,728	△33	41,695	5,788			△5,821	11 役 務 費	△3
								18 負担金、 補助及び 交 付 金	△30
計	1,011,266	36,618	1,047,884	25,218		1,220	10,180		

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療推進支援事業（物価高騰対策） 11 役務費 <li style="padding-left: 20px;">郵便料 18 負担金、補助及び交付金 <li style="padding-left: 20px;">物価高騰対策医療機関等支援金 	<p>△304 △4</p> <p>△300</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 19,105千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金</p> <p>郵便料 補正後49,000円－補正前53,000円 物価高騰対策医療機関等支援金 補正後12,500,000円－補正前12,800,000円</p>
<ul style="list-style-type: none"> [温暖化防止事業] ・ 住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業（物価高騰対策） 11 役務費 <li style="padding-left: 20px;">郵便料 18 負担金、補助及び交付金 <li style="padding-left: 20px;">省エネ家電買換補助金 	<p>△33</p> <p>△3</p> <p>△30</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 5,788千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金</p> <p>郵便料 補正後19,000円－補正前22,000円 省エネ家電買換補助金 補正後7,970,000円－補正前8,000,000円</p>

歳 出
4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 清掃費	2,103,828	△45,750	2,058,078			△30,000	△15,750	18負担金、 補助及び 交付金	△45,750
計	2,103,828	△45,750	2,058,078			△30,000	△15,750		

歳 出
4 款 衛生費
3 項 上水道費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 上水道費	63,278	△623	62,655	44,875			△45,498	18負担金、 補助及び 交付金	△100
								27繰 出 金	△523
計	63,278	△623	62,655	44,875			△45,498		

6 款 農林水産業費
1 項 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 農業費	243,246	17,390	260,636	△6,602	29,200		△5,208	8旅 費	△2
								10需用費	△8
								18負担金、 補助及び 交付金	17,400

4-3-1 上水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<p>△100</p> <p>〔水道料金賦課等事業〕 ・水道料金減額協力金交付事業 18 負担金、補助及び交付金 水道料金減額協力金</p>	<p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 2,005千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 補正後2,767,000円－補正前2,867,000円</p>
	<p>△523</p> <p>〔企業会計管理事業〕 ・水道事業会計繰出事業（物価高騰対策） 27 繰出金 水道事業会計繰出金</p>	<p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 国 42,870千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 補正後59,172,000円－補正前59,695,000円</p>

6-1-1 農業費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<p>△9,136</p> <p>〔担い手育成支援事業〕 ・農業人材力強化総合支援事業 18 負担金、補助及び交付金 農業人材力強化総合支援事業費補助金</p>	<p>〈特定財源〉 県 △9,136千円 補正後19,064,000円×10/10 －補正前28,200,000円×10/10 補正後19,064,000円－補正前28,200,000円</p>

歳 出
 6款 農林水産業費
 1項 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			

説	明
事 業	備 考
<p>[農業者経営安定化事業] △4,772 ・農業者経営所得安定対策推進事業（物価高騰対策） 8 旅費 △2 費用弁償 10 需用費 △8 消耗品費 一般事業用 18 負担金、補助及び交付金 △4,762 農業経営収入保険加入促進補助金 △112 江南市農業者物価高騰対策支援金 △4,650</p>	<p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★★ 〈特定財源〉 国 2,534千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 費用弁償 補正後0円－補正前2,000円 一般事業用 補正後0円－補正前8,000円 農業経営収入保険加入促進補助金 補正後67,000円－補正前179,000円 江南市農業者物価高騰対策支援金 補正後3,000,000円－補正前7,650,000円</p>
<p>[県営水質保全対策事業（昭和用水地区）負担事業] 8,921 18 負担金、補助及び交付金 県営水質保全対策事業負担金（昭和用水地区）</p>	<p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★★ 〈特定財源〉 地 9,200千円 補正後 9,003,000円 × 90% 12,194,000円 × 100% －補正前12,276,000円 × 90% 補正後259,000,000円 × 10% × 81.84% ー補正前150,000,000円 × 10% × 81.84%</p>
<p>[県営震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）負担事業] △1,247 18 負担金、補助及び交付金 県営震災対策農業水利施設整備事業負担金（中般若地区）</p>	<p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★★ 補正後3,068,000円 × 18%－補正前10,000,000円 × 18%</p>
<p>[県営水質保全対策事業（新岩倉用水地区）負担事業] 816 18 負担金、補助及び交付金 県営水質保全対策事業負担金（新岩倉用水地区）</p>	<p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★★ 補正後470,000,000円 × 10% × 3.02% ー補正前200,000,000円 × 10% × 3.02%</p>

歳 出
 6款 農林水産業費
 1項 農業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	243,246	17,390	260,636	△6,602	29,200		△5,208		

説	明
事 業	備 考
<p>〔県営用排水施設整備事業（丹羽排水地区）負担事業〕 16,151</p> <p>18 負担金、補助及び交付金 県営用排水施設整備事業負担金（丹羽排水地区）</p> <p>〔宮田導水路上部整備事業〕 204</p> <p>18 負担金、補助及び交付金 県営水環境整備事業負担金（宮田導水路地区）</p> <p>〔県営特定農業用管水路特別対策事業（江南地区）負担事業〕 5,000</p> <p>18 負担金、補助及び交付金 県営特定農業用管水路特別対策事業負担金（江南地区）</p> <p>〔県営たん水防除事業（新大江地区）負担事業〕 1,453</p> <p>18 負担金、補助及び交付金 県営たん水防除事業負担金（新大江地区）</p>	<p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 地 10,700千円 補正後10,291,000円×90%×14/21 16,151,000円×100%×14/21 －補正前10,291,000円×90%×14/21</p> <p>補正後370,000,000円×21%×34.03% －補正前144,000,000円×21%×34.03%</p> <p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★</p> <p>補正後42,816,000円×25%－補正前42,000,000円×25%</p> <p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 地 9,300千円 4,800,000円×90% 5,000,000円×100%</p> <p>補正後98,000,000円×10%×100% －補正前48,000,000円×10%×100%</p> <p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★</p> <p>補正後450,000,000円×1%×48.44% －補正前150,000,000円×1%×48.44%</p>

歳 出
7款 商工費
1項 商工費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	498,281	△4,231	494,050	96,661			△100,892	1報 酬	△8
								3職 員 手当等	△399
								4共 済 費	△125
								8旅 費	△19
								10需 用 費	△114
								11役 務 費	△366
								18負担金、 補助及び 交 付 金	△3,200
2 企 業 誘 致 推 進 費	352,981	191,363	544,344				191,363	12委 託 料	△8,637
								24積 立 金	200,000
計	851,262	187,132	1,038,394	96,661			90,471		

説		明	
事	業	備	考
	〔物価高騰対策支援事業〕 △4,231		
	・ 江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業		
1	報酬 △8	★★★★★	政策的事業 ★★★★★
	会計年度任用職員		
3	職員手当等 △399		〈特定財源〉
	期末手当 △195		国 96,661千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
	勤勉手当 △204		
4	共済費 △125		会計年度任用職員
	社会保険料等 △97		補正後1,611,000円－補正前1,619,000円
	労働保険料 △28		期末手当
8	旅費 △19		補正後140,000円－補正前335,000円
	費用弁償		勤勉手当
10	需用費 △114		補正後113,000円－補正前317,000円
	消耗品費 △81		社会保険料等
	一般事業用		補正後268,000円－補正前365,000円
	印刷製本費 △33		労働保険料
	一般事業用		補正後0円－補正前28,000円
11	役務費 △366		費用弁償
	郵便料		補正後0円－補正前19,000円
18	負担金、補助及び交付金 △3,200		一般事業用（消耗品費）
	江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金		補正後69,000円－補正前150,000円
			一般事業用（印刷製本費）
			補正後189,000円－補正前222,000円
			郵便料
			補正後227,000円－補正前593,000円
			江南市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金
			補正後130,800,000円－補正前134,000,000円
	〔曾本地区工業用地整備推進事業〕 △8,637		
12	委託料	★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
	土壤調査委託料		補正後7,500,000円－補正前16,137,000円
			繰越明許費
			2,167千円
	〔新工業用地整備事業基金管理事業〕 200,000		
24	積立金	★★★★★	政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
	江南市新工業用地整備事業基金積立金		

歳出
 8款 土木費
 2項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 道路橋 りょう費	663,004	△14,068	648,936			△6,299	△7,769	11 役務費	△9
								12 委託料	△11,363
								14 工事 請負費	△2,696
計	663,004	△14,068	648,936			△6,299	△7,769		

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
[道路台帳整備事業] ・道路台帳等加除委託事業 12 委託料 業務委託料	△1,705 補正後15,290,000円－補正前16,995,000円
[道路整備事業（市道北部第59号線）] 11 役務費 土地鑑定手数料 12 委託料 設計委託料	△401 △9 △392 ごみ処理施設整備・運営事業に伴う地域振興策事業 〈特定財源〉 そ △401千円 地域振興事業費負担金 補正後2,332,000円－補正前2,733,000円 土地鑑定手数料 補正後297,000円－補正前306,000円 設計委託料 補正後2,035,000円－補正前2,427,000円
[道路整備事業（市道北部第86号線）] 14 工事請負費 道路改良工事費	△2,696 ごみ処理施設整備・運営事業に伴う地域振興策事業 〈特定財源〉 そ △2,696千円 地域振興事業費負担金 補正後12,768,000円－補正前15,464,000円 補正後12,768,000円－補正前15,464,000円
[道路整備事業（市道草井線）] 12 委託料 設計委託料	△3,202 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ ごみ処理施設整備・運営事業に伴う地域振興策事業 〈特定財源〉 そ △3,202千円 地域振興事業費負担金 補正後27,605,000円－補正前30,807,000円 補正後27,605,000円－補正前30,807,000円
[道路施設長寿命化事業] 12 委託料 橋りょう点検委託料（道路更新防 災等対策事業） 舗装調査委託料（単市事業） 橋りょう補修設計委託料（道路更 新防災等対策事業）	△6,064 △1,975 △2,864 △1,225 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 道路更新防災等対策事業 橋りょう点検委託料（道路更新防災等対策事業） 補正後8,250,000円－補正前10,225,000円 舗装調査委託料（単市事業） 補正後7,700,000円－補正前10,564,000円 橋りょう補修設計委託料（道路更新防災等対策事業） 補正後4,015,000円－補正前5,240,000円

歳 出
 8 款 土木費
 3 項 河川費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 河川費	276,653	△19,791	256,862				△19,791	12委託料 14工事 請負費	△3,291 △16,500
計	276,653	△19,791	256,862				△19,791		

8 款 土木費
 4 項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 都 市 計 画 費	185,623	63,693	249,316			150	63,543	18負担金、 補助及び 交付金	63,693

8-3-1 河川費 [単位：千円]

説		明												
事	業	備 考												
〔雨水貯留施設整備事業〕 12 委託料 測量設計委託料 14 工事請負費 雨水排水施設工事費（単市事業）	△19,791 △3,291 △16,500	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 測量設計委託料 補正後48,966,000円－補正前52,257,000円 雨水排水施設工事費（単市事業） 補正後0円－補正前16,500,000円 継続費 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">補正後</td> <td style="text-align: center;">補正前</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: right;">19,822千円</td> <td style="text-align: right;">19,822千円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td style="text-align: right;">48,437千円</td> <td style="text-align: right;">48,437千円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td style="text-align: right;">48,966千円</td> <td style="text-align: right;">52,257千円</td> </tr> </table> 繰越明許費 48,151千円		補正後	補正前	令和5年度	19,822千円	19,822千円	令和6年度	48,437千円	48,437千円	令和7年度	48,966千円	52,257千円
	補正後	補正前												
令和5年度	19,822千円	19,822千円												
令和6年度	48,437千円	48,437千円												
令和7年度	48,966千円	52,257千円												

8-4-1 都市計画費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔いこまいCAR運行事業〕 18 負担金、補助及び交付金 いこまいCAR運行事業負担金 〔バス関連事業〕 18 負担金、補助及び交付金 江南市生活交通バス路線維持費補助金 〔公共交通維持確保事業〕 ・地域公共交通計画策定等事業	2,150 61,543	補正後48,926,000円－補正前46,776,000円 住民の生活に不可欠なバス路線を維持するため その路線の運行に対する補助金を交付 江南・病院線 26,506,000円 江南団地線 35,037,000円 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ （財源更正） 〈特定財源〉 そ 150千円 企業版ふるさと寄附金

歳出
8款 土木費
4項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 都市 整備費	410,510	△61,699	348,811	1,000			△62,699	12委託料	△11,708
								14工事 請負費	173
								18負担金、 補助及び 交付金	△19,650
								21補償、 補填及び 賠償金	△30,514
3 公園 緑地費	190,404	△3,100	187,304	△3,100				12委託料	△100
								18負担金、 補助及び 交付金	△3,000

8-4-2 都市整備費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>〔交通結節点整備事業（布袋駅東地区）〕 $\Delta 30,514$ 21 補償、補填及び賠償金 道路改良補償費（社会資本整備総合交付金事業）</p> <p>〔布袋駅付近鉄道高架化整備事業〕 $\Delta 19,650$ 18 負担金、補助及び交付金 事業損失調査等負担金</p> <p>〔江南駅東バリアフリー整備事業〕 $5,846$ 14 工事請負費 バリアフリー整備工事費</p> <p>〔都市計画道路整備事業（木曾川古知野線）〕 $\Delta 5,673$ 14 工事請負費 道路改良工事費（社会資本整備総合交付金事業）</p> <p>〔都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）〕 $\Delta 11,708$ 12 委託料 測量設計委託料</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★★ 補正後101,140,000円－補正前131,654,000円</p> <p>繰越明許費 32,940千円</p> <p>補正後8,215,000円－補正前27,865,000円</p> <p>繰越明許費 3,749千円</p> <p>■■■■■■ 新規事業 ■■■■■■</p> <p>〈特定財源〉 県 1,000千円 元気な愛知の市町村づくり補助金</p> <p>バリアフリー整備工事費</p> <p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★★ 補正後90,000,000円－補正前95,673,000円</p> <p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★★ 補正後33,700,000円－補正前45,408,000円</p> <p>繰越明許費 補正後 33,700千円 補正前 45,408千円</p>
<p>〔緑化推進事業〕 $\Delta 3,100$ ・木曾川周辺生物学習会開催事業 $\Delta 100$ 12 委託料 開催委託料</p>	<p>〈特定財源〉 県 $\Delta 100$千円 補正後0円－補正前100,000円×10/10</p> <p>補正後0円－補正前100,000円</p>

歳出
 8款 土木費
 4項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	786,537	△1,106	785,431	△2,100		150	844		

8款 土木費
 6項 下水道費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 下水道費	624,802	△26,093	598,709				△26,093	27繰出金 △26,093	
計	624,802	△26,093	598,709				△26,093		

8-4-3 公園緑地費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
・都市緑化推進事業	△3,000	〈特定財源〉 県 △3,000千円 補正後0円－補正前3,000,000円×10/10 補正後0円－補正前3,000,000円
18 負担金、補助及び交付金	江南市都市緑化推進事業補助金	

8-6-1 下水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[下水道経営事業]	△26,093	★★★★★ 政策の事業 ★★★★★ 補正後598,709,000円－補正前624,802,000円
・下水道事業会計繰出事業	27 繰出金 下水道事業会計繰出金	

歳 出
9 款 消防費
1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 消 防 総 務 費	464,336	△8,085	456,251	△1,771	△13,100		6,786	17備 品 購 入 費	△8,085
計	1,337,761	△8,085	1,329,676	△1,771	△13,100		6,786		

10 款 教育費
1 項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 教 育 支 援 費	268,030	△854	267,176				△854	18負担金、 補助及び 交 付 金	△854
2 教 育 環 境 費	57,411	△4,368	53,043				△4,368	1報 酬	△1,608
								12委 託 料	△2,760
計	538,077	△5,222	532,855				△5,222		

9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[消防車両更新等事業]	△8,085	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 国 △1,771千円 補正後26,096,000円×1/2 －補正前29,638,000円×1/2 地 △13,100千円 補正後0円 －補正前(25,093,000円－10,466,000円)×90% 補正後32,010,000円－補正前40,095,000円
17 備品購入費		
	災害対応特殊救急自動車	

10-1-1 教育支援費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[私立高等学校等保護者負担軽減事業]	△1,460	補正後3,315,000円－補正前4,775,000円 補正後13,290,000円－補正前12,684,000円
18 負担金、補助及び交付金		
	私立高等学校等保護者負担軽減助成金	
[指導主事配置事業]	606	
18 負担金、補助及び交付金		
	愛知県教育委員会派遣指導主事給与等負担金	
[いじめ・不登校対策事業]	△4,368	専門委員会委員 補正後3,672,000円－補正前5,280,000円 報告書作成等委託料 補正後240,000円－補正前3,000,000円
・いじめ・不登校対策事業		
1 報酬	△1,608	
12 委託料	△2,760	
	報告書作成等委託料	

歳 出
 10款 教育費
 2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	1,415,032	101,442	1,516,474	33,282	57,800	△7,535	17,895	14工 事 請 負 費	107,338
								17備 品 購 入 費	△7,535
								19扶 助 費	1,639
計	1,415,032	101,442	1,516,474	33,282	57,800	△7,535	17,895		

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	1,639		
〔就学援助事業〕			
- 就学援助事業			
19 扶助費			
要保護・準要保護児童就学援助費			補正後16,348,000円－補正前14,709,000円
〔学校施設管理事業〕	△7,535		
17 備品購入費			
木製ロッカー			〈特定財源〉 そ △7,535千円 江南市森林環境譲与税基金繰入金 補正後706,000円－補正前8,241,000円
			補正後11,935,000円－補正前19,470,000円
〔学校施設整備等事業〕	107,338		
- 学校施設改修事業	△5,071		
14 工事請負費			
防火シャッター改修工事費	4,323		〈特定財源〉 地 △8,600千円 補正後 5,885,000円×90% －補正前11,242,000円×90%
空調設備改修工事費	△9,394		補正後12,870,000円×90% －補正前15,620,000円×90% 補正後11,330,000円×90% －補正前12,617,000円×90%
			防火シャッター改修工事費 補正後20,306,000円－補正前15,983,000円
			空調設備改修工事費 補正後30,085,000円－補正前39,479,000円
- 学校施設改修（LED化）事業	112,409		★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★
14 工事請負費			〈特定財源〉 国 33,282千円 31,013,000円×1/3 38,161,000円×1/3 30,682,000円×1/3
照明器具LED化工事費			地 66,400千円 (31,013,000円－10,337,000円) ×100% (38,161,000円－12,719,000円) ×100% (30,682,000円－10,226,000円) ×100%
			目的 温室効果ガスの削減及び老朽化した照明器具の改修 内容 蛍光灯照明器具のLED化
			繰越明許費 112,409千円
			古知野北小学校、宮田小学校、草井小学校

歳 出
 10款 教育費
 3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 中学校費	764,015	35,980	799,995	11,324	22,600		2,056	7報償費	△1,102
								14工 事 請 負費	38,313
								18負担金、 補助及び 交 付 金	△1,231
計	764,015	35,980	799,995	11,324	22,600		2,056		

10款 教育費
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	322,984		322,984			1,000	△1,000		

10-3-1 中学校費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△1,102	補正後2,700,000円－補正前3,802,000円
[部活動支援事業] ・部活動講師配置事業 7 報償費 講師謝礼		
	38,313	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 〈特定財源〉 国 11,324千円 33,974,000円×1/3 地 22,600千円 (33,974,000円－11,324,000円)×100% 目的 温室効果ガスの削減及び老朽化した照明器具の改修 内容 蛍光灯照明器具のLED化 繰越明許費 38,313千円 西部中学校
[学校施設整備等事業] ・学校施設改修（LED化）事業 14 工事請負費 照明器具LED化工事費		
	△1,231	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 補正後855,000円－補正前2,086,000円
[学校施設空調設備整備事業] 18 負担金、補助及び交付金 ガス管工事負担金		

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[図書館維持運営事業] ・図書整備事業		(財源更正) 〈特定財源〉 そ 56千円 企業版ふるさと寄附金

歳 出
 10款 教育費
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	530,101		530,101			1,000	△1,000		

10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推進費	240,319	△13,772	226,547			△8,000	△5,772	7報 償 費	△6,989
								12委 託 料	△6,783
2 学 校 給 食 費	1,684,637	△2,270	1,682,367	68,670			△70,940	11役 務 費	△2,919
								18負担金、 補助及び 交 付 金	649

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
[子ども読書活動推進事業]	(財源更正) 〈特定財源〉 そ 944千円 企業版ふるさと寄附金

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
[スポーツ振興事業] ・運動部活動地域展開等事業 7 報償費 講師謝礼 △6,989	〈特定財源〉 そ △8,000千円 地域スポーツクラブ参加料 補正後1,680,000円ー補正前9,680,000円 補正後2,907,000円ー補正前9,896,000円
[スポーツプラザ維持運営事業] ・スポーツセンター・武道館維持運営事業 12 委託料 トレーニング室等管理委託料 △6,783	補正後20,167,000円ー補正前26,950,000円
[給食調理事業] ・調理員確保事業 11 役務費 人材派遣手数料 △2,919	補正後0円ー補正前2,919,000円
[給食用物資購入事業] ・給食用物資調達事業 649	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ (財源更正) 〈特定財源〉 国 67,305千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

歳出
10款 教育費
5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	1,924,956	△16,042	1,908,914	68,670		△8,000	△76,712		

12款 公債費
1項 公債費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 公債費	2,455,774	△11,734	2,444,040				△11,734	22償還金、 利子及び 割引料	△11,734
計	2,455,774	△11,734	2,444,040				△11,734		

10-5-2 学校給食費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
・ 給食用物資調達事業（物価高騰対策）	649	★★★★★ 政策の事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 国 1,365千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 補正後1,697,000円－補正前1,048,000円
18 負担金、補助及び交付金		
	江南市小中学校等昼食費支援金	

12-1-1 公債費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
〔市債償還事業〕	△11,734	市債償還元金 補正後2,375,147,000円－補正前2,380,412,000円 市債償還利子 補正後67,557,000円－補正前74,026,000円
22 償還金、利子及び割引料		
市債償還元金	△5,265	
市債償還利子	△6,469	

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更分)

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支出金	地方債	その他	
			令和	千円	千円	千円	千円	千円
3 民生費	1 社会福祉費	(仮称)多世代交流プラザ整備事業	7	499,258		446,400	3,150	49,708
			8	442,929		398,600		44,329
			計	942,187		845,000	3,150	94,037
	2 児童福祉費	児童館((仮称)多世代交流プラザ)整備事業	7	293,212	21,381	242,900	1,850	27,081
			8	260,133	19,738	216,300		24,095
			計	553,345	41,119	459,200	1,850	51,176
8 土木費	3 河川費	雨水貯留施設整備事業	5	19,822	6,750	2,000		11,072
			6	48,437	30,750	9,200		8,487
			7	48,966	33,750	10,100		5,116
			計	117,225	71,250	21,300		24,675

令和5年度末 までの 支出額	令和6年度末 までの 支出額	令和7年度 支出予定額	令和7年度末 までの 支出予定額	令和8年度 以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
千円	千円	千円	千円	千円	%
		499,258	499,258		53.0
				442,929	47.0
		499,258	499,258	442,929	100.0
		293,212	293,212		53.0
				260,133	47.0
		293,212	293,212	260,133	100.0
19,789			19,789		16.9
	48,307		48,307		41.3
		49,129	49,129		41.8
19,789	48,307	49,129	117,225		100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(廃止分)

事 項	限 度 額	令和6年度末までの 支 出 額	
		期 間	金 額
地域交流センター運営業務委託料	—————	—————	—————

[単位:千円]

令和7年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
_____	_____	_____	_____	_____	_____

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び

当該年度末における現在高の見込みに関する調書

[単位：千円]

区 分	令和5年度末 現在高	令和6年度末 現在高	令和7年度中増減見込		令和7年度末 現在高 見込額
			令和7年度中 起債見込額	令和7年度中 元金償還 見込額	
1 普通債	9,406,185	8,984,629	3,062,700	1,003,116	11,044,213
(1) 総務	2,638,032	2,513,541	465,000	137,152	2,841,389
(2) 民生	207,524	476,562	729,900	35,946	1,170,516
(3) 衛生	6,992	4,896		1,596	3,300
(4) 農林水産業	417,566	378,281	55,700	42,820	391,161
(5) 土木	2,492,577	2,227,519	67,000	314,960	1,979,559
(6) 消防	179,793	210,470	198,900	55,164	354,206
(7) 教育	3,463,701	3,173,360	1,546,200	415,478	4,304,082
2 その他	14,184,434	12,883,499		1,372,031	11,511,468
(1) 減収補てん債	74,300	69,950		4,353	65,597
(2) 減税補てん債	48,530	21,445		17,619	3,826
(3) 臨時財政対策債	14,061,604	12,792,104		1,350,059	11,442,045
合 計	23,590,619	21,868,128	3,062,700	2,375,147	22,555,681

令和8年議案第29号

令和7年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度江南市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,318,274千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 1,741,429	千円 △45,304	千円 1,696,125
	1 国民健康保険税	1,741,429	△45,304	1,696,125
4 財産収入		228	14	242
	1 財産運用収入	228	14	242
5 繰入金		729,575	45,304	774,879
	1 一般会計繰入金	597,006	45,304	642,310
歳入合計		8,318,260	14	8,318,274

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国民健康保険事業費 納 付 金		千円 2,452,622	千円	千円 2,452,622
	1 医 療 給 付 費 分	1,713,607		1,713,607
	2 後期高齢者支援金等分	544,323		544,323
	3 介 護 納 付 金 分	194,692		194,692
4 基 金 積 立 金		11,933	14	11,947
	1 基 金 積 立 金	11,933	14	11,947
歳 出 合 計		8,318,260	14	8,318,274

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 国民健康保険税	千円 1,741,429	千円 △45,304	千円 1,696,125
4 財産収入	228	14	242
5 繰入金	729,575	45,304	774,879
歳入合計	8,318,260	14	8,318,274

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 国民健康保険事業費 納付金	千円 2,452,622	千円	千円 2,452,622
4 基金積立金	11,933	14	11,947
歳出合計	8,318,260	14	8,318,274

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 45,304	千円 △45,304
		14	
		45,318	△45,304

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

4 款 財産収入

5 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
1	国民健康保険税	1,741,429	△45,304	1,696,125
	1 国民健康保険税	1,741,429	△45,304	1,696,125
	1 国民健康保険税	1,741,429	△45,304	1,696,125
4	財産収入	228	14	242
	1 財産運用収入	228	14	242
	1 利子及び配当金	228	14	242
5	繰入金	729,575	45,304	774,879
	1 一般会計繰入金	597,006	45,304	642,310
	1 一般会計繰入金	597,006	45,304	642,310
	計	8,318,260	14	8,318,274

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1 医療給付費分 現年課税分	△29,230	医療給付費分国民健康保険税現年課税分
2 後期高齢者 支援金分 現年課税分	△11,363	後期高齢者支援金分国民健康保険税現年課税分
3 介護納付金分 現年課税分	△4,711	介護納付金分国民健康保険税現年課税分
1 利子及び 配当金	14	江南市国民健康保険事業基金利子
1 保険基盤 安定繰入金 (保険税 軽減分)	20,865	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)
2 保険基盤 安定繰入金 (保険者 支援分)	24,904	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)
3 未就学児 均等割 保険税 繰入金	△676	未就学児均等割保険税繰入金
4 産前産後 期間保険 税繰入金	314	産前産後期間保険税繰入金
6 財政安定化 支援事業 繰入金	△103	財政安定化支援事業繰入金

3 歳 出

2 款 国民健康保険事業費納付金
1 項 医療給付費分

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 医 療 給付費分	1,713,607		1,713,607			29,230	△29,230		
計	1,713,607		1,713,607			29,230	△29,230		

2 款 国民健康保険事業費納付金
2 項 後期高齢者支援金等分

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 後 期 高 齢 支 援 金 分	544,323		544,323			11,363	△11,363		
計	544,323		544,323			11,363	△11,363		

2-1-1 医療給付費分 [単位：千円]

説	明
事業	備考
[国民健康保険事業費納付金支払事業] ・医療給付費分支払事業	(財源更正) 〈特定財源〉 そ 13,441千円 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 補正後185,980,000円-補正前172,539,000円 そ 16,118千円 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 補正後115,558,000円-補正前99,440,000円 そ △490千円 未就学児均等割保険税繰入金 補正後2,942,000円-補正前3,432,000円 そ 264千円 産前産後期間保険税繰入金 補正後1,136,000円-補正前872,000円 そ △103千円 財政安定化支援事業繰入金 補正後27,086,000円-補正前27,189,000円

2-2-1 後期高齢者支援金等分 [単位：千円]

説	明
事業	備考
[国民健康保険事業費納付金支払事業] ・後期高齢者支援金等分支払事業	(財源更正) 〈特定財源〉 そ 5,004千円 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 補正後69,698,000円-補正前64,694,000円 そ 6,443千円 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 補正後44,701,000円-補正前38,258,000円 そ △186千円 未就学児均等割保険税繰入金 補正後1,116,000円-補正前1,302,000円 そ 102千円 産前産後期間保険税繰入金 補正後444,000円-補正前342,000円

歳 出
 2 款 国民健康保険事業費納付金
 3 項 介護納付金分

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 介 護 納付金分	194,692		194,692			4,711	△4,711		
計	194,692		194,692			4,711	△4,711		

4 款 基金積立金
 1 項 基金積立金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 基 金 積 立 金	11,933	14	11,947			14		24積立金	14
計	11,933	14	11,947			14			

2-3-1 介護納付金分 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[国民健康保険事業費納付金支払事業] ・介護納付金分支払事業	(財源更正) 〈特定財源〉 そ 2,420千円 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分) 補正後27,154,000円ー補正前24,734,000円 そ 2,343千円 保険基盤安定繰入金(保険者支援分) 補正後14,765,000円ー補正前12,422,000円 そ △52千円 産前産後期間保険税繰入金 補正後10,000円ー補正前62,000円

4-1-1 基金積立金 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
[保険給付事業] 14 ・国民健康保険事業基金管理事業 24 積立金 江南市国民健康保険事業基金利子 積立金	〈特定財源〉 そ 14千円 補正後242,000円ー補正前228,000円

令和 8 年議案第 3 0 号

令和 7 年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度江南市の尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,205 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,210 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

江南市長 澤田 和延

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸 収 入		千円 1,005	千円 1,205	千円 2,210
	1 雑 入	1,005	1,180	2,185
	2 延滞金、加算金及び過料		25	25
歳 入 合 計		1,005	1,205	2,210

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 諸 支 出 金		千円 1,005	千円 1,205	千円 2,210
	1 繰 出 金	1,005	1,205	2,210
歳 出 合 計		1,005	1,205	2,210

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 諸 収 入	千円 1,005	千円 1,205	千円 2,210
歳 入 合 計	1,005	1,205	2,210

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 諸 支 出 金	千円 1,005	千円 1,205	千円 2,210
歳 出 合 計	1,005	1,205	2,210

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 1,205	千円
		1,205	

2 歳 入

1 款 諸収入

科 目		補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項 目			
1	諸収入	1,005	1,205	2,210
	1 雑入	1,005	1,180	2,185
	1 雑入	1,005	1,180	2,185
	2 延滞金、加算金及び 過料		25	25
	1 延滞金		25	25
	計	1,005	1,205	2,210

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 雑 入	1,180		徴収清算金
1 延 滞 金	25		延滞金

3 歳 出

1 款 諸支出金
1 項 繰出金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 一般会計 繰出金	1,005	1,205	2,210			1,205		27繰出金	1,205
計	1,005	1,205	2,210			1,205			

1-1-1 一般会計繰出金 [単位：千円]

説 明	
事 業	備 考
<p>[尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画 整理事業財務事務事業] ・一般会計繰出事業 27 繰出金 一般会計繰出金</p> <p>1,205</p>	<p>★★★★★ 政策の事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 そ 1,180千円 徴収清算金 補正後2,185,000円－補正前1,005,000円 そ 25千円 延滞金</p>

令和 8 年議案第 3 1 号

令和 7 年度江南市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,035 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,362,246 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 2,048,188	千円 784	千円 2,048,972
	2 国庫補助金	498,768	784	499,552
4 県支出金		1,255,533	392	1,255,925
	3 県補助金	66,126	392	66,518
6 繰入金		1,547,999	859	1,548,858
	1 一般会計繰入金	1,298,562	392	1,298,954
	2 基金繰入金	249,437	467	249,904
歳入合計		9,360,211	2,035	9,362,246

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 地 域 支 援 事 業 費		千円 550,743	千円 2,035	千円 552,778
	3 包括的支援事業・任意費 事 業 費	147,505	2,035	149,540
歳 出 合 計		9,360,211	2,035	9,362,246

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 国庫支出金	千円 2,048,188	千円 784	千円 2,048,972
4 県支出金	1,255,533	392	1,255,925
6 繰入金	1,547,999	859	1,548,858
歳入合計	9,360,211	2,035	9,362,246

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
4 地域支援事業費	千円 550,743	千円 2,035	千円 552,778
歳出合計	9,360,211	2,035	9,362,246

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 1,176	千円	千円 859	千円
1,176		859	

2 歳 入

2 款 国庫支出金

4 款 県支出金

6 款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
2	国庫支出金	2,048,188	784	2,048,972
	2 国庫補助金	498,768	784	499,552
	3 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金	56,789	784	57,573
4	県支出金	1,255,533	392	1,255,925
	3 県補助金	66,126	392	66,518
	2 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費交付金	28,394	392	28,786
6	繰入金	1,547,999	859	1,548,858
	1 一般会計繰入金	1,298,562	392	1,298,954
	3 地域支援事業包括的支援事業・任意事業費繰入金	28,394	392	28,786
	2 基金繰入金	249,437	467	249,904
	1 基金繰入金	249,437	467	249,904
	計	9,360,211	2,035	9,362,246

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 現年度分	784	[地域ふくし課] 現年度分包括的支援事業・任意事業費交付金	
1 現年度分	392	[地域ふくし課] 現年度分包括的支援事業・任意事業費交付金	
1 現年度分	392	[地域ふくし課] 現年度分包括的支援事業・任意事業費繰入金	
1 基金繰入金	467	[地域ふくし課] 江南市介護保険事業基金繰入金	

3 歳 出

4 款 地域支援事業費

3 項 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 包括的 支援 事業・ 任意事業 費(地域 福祉)	105,024	2,035	107,059	1,176		859		19扶助費	2,035
計	147,505	2,035	149,540	1,176		859			

4-3-2 包括的支援事業・任意事業費（地域福祉） [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[地域支援事業（任意事業）] ・任意事業 19 扶助費 後見人報酬助成費	2,035	<p>〈特定財源〉</p> <p>国 784千円 補正後5,343,000円×0.385 －補正前3,308,000円×0.385</p> <p>県 392千円 補正後5,343,000円×0.1925 －補正前3,308,000円×0.1925</p> <p>そ 392千円 一般会計繰入金 補正後5,343,000円×0.1925 －補正前3,308,000円×0.1925</p> <p>そ 467千円 江南市介護保険事業基金繰入金 補正後549,000円－補正前82,000円</p> <p>補正後5,059,000円－補正前3,024,000円</p>

令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第6号）

（総則）

第1条 令和7年度江南市水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,769,789 千円	△ 2,256 千円	1,767,533 千円
第1項 営業収益	1,553,044 千円	487 千円	1,553,531 千円
第2項 営業外収益	216,743 千円	△ 2,743 千円	214,000 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,485,863 千円	△ 80 千円	1,485,783 千円
第1項 営業費用	1,463,995 千円	△ 80 千円	1,463,915 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額706,694千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額682,754千円」に、「過年度分損益勘定留保資金503,886千円」を「過年度分損益勘定留保資金482,122千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,808千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62,632千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	344,250 千円	23,940 千円	368,190 千円
第5項 補助金	39,191 千円	23,940 千円	63,131 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,050,944 千円	0 千円	1,050,944 千円
第1項 建設改良費	940,856 千円	0 千円	940,856 千円

(他会計からの補助金の補正)

第4条 令和7年度江南市水道事業会計補正予算(第1号)第3条に定めた江南市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を「59,695千円」から「59,172千円」に改める。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 収 益			1,769,789	△ 2,256	1,767,533
	1 営業収益		1,553,044	487	1,553,531
		1 給 水 収 益	1,466,468	487	1,466,955
	2 営業外収益		216,743	△ 2,743	214,000
		2 他 会 計 補 助 金	60,411	△ 523	59,888
		5 消費税及び地方消費税 還 付 金	4,716	△ 2,220	2,496

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 費 用			1,485,863	△ 80	1,485,783
	1 営業費用		1,463,995	△ 80	1,463,915
		4 業 務 費	117,811	△ 80	117,731
		6 減 価 償 却 費	459,827		459,827

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			344,250	23,940	368,190
	5 補 助 金		39,191	23,940	63,131
		1 国 庫 補 助 金	39,191	23,940	63,131

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			1,050,944		1,050,944
	1 建 設 改 良 費		940,856		940,856
		2 水 道 建 設 改 良 費	879,104		879,104

令和 7 年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

[単位：千円]

1	業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益	216,791	
	減価償却費	459,827	
	固定資産除却費	12,200	
	引当金の増減額 (△は減少)	△ 2,282	
	長期前受金戻入額	△ 136,567	
	受取利息及び受取配当金	△ 806	
	支払利息	20,174	
	未収金の増減額 (△は増加)	16,087	
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 2,996	
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 4,188	
	小計	578,240	
	利息及び配当金の受取額	806	
	利息の支払額	△ 20,174	
	業務活動によるキャッシュ・フロー	558,872	
2	投資活動によるキャッシュ・フロー		
	有形固定資産の取得による支出	△ 882,891	
	有形固定資産の売却による収入	2	
	分担金及び負担金による収入	177,812	
	補助金等による収入	63,519	
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 641,558	
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 107,145	
	財務活動によるキャッシュ・フロー	42,855	
	資金増加額 (又は減少額)	△ 39,831	
	資金期首残高	1,000,310	
	資金期末残高	960,479	

令和7年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

[単位：千円]

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 土地		242,246
	ロ 建物	363,634	
	減価償却累計額	△ 196,031	167,603
	ハ 構築物	22,775,622	
	減価償却累計額	△ 11,438,748	11,336,874
	ニ 機械及び装置	2,222,189	
	減価償却累計額	△ 1,641,737	580,452
	ホ 車両運搬具	14,008	
	減価償却累計額	△ 11,490	2,518
	ヘ 工具器具及び備品	10,294	
	減価償却累計額	△ 9,705	589
	ト 建設仮勘定		92,475
	有形固定資産合計		12,422,757
	(2) 無形固定資産		
	電話加入権		1,392
	無形固定資産合計		1,392
	固定資産合計		12,424,149
2	流 動 資 産		
	(1) 現金預金		960,480
	(2) 未収金	304,890	
	貸倒引当金	△ 500	304,390
	(3) 貯蔵品		598
	流動資産合計		1,265,468
	資産合計		13,689,617

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,622,173	
	企業債合計	1,622,173	
	固定負債合計		1,622,173
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	108,652	
	企業債合計	108,652	
	(2) 未払金		123,460
	(3) 引当金		
	賞与引当金	9,255	
	引当金合計		9,255
	(4) 預り金		1,665
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計	245,032	
5	繰延収益		
	長期前受金		6,884,085
	長期前受金収益化累計額	△ 3,324,413	
	繰延収益合計	3,559,672	
	負債合計		5,426,877

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,914,826	
	資本金合計	7,117,019	
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	358,286	
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	787,435	
	利益剰余金合計	787,435	
	剰余金合計		1,145,721
	資本合計		8,262,740
	負債資本合計		13,689,617

令和7年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収 入

1 款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		水道事業収益	1,769,789	△ 2,256	1,767,533		
	1	営業収益	1,553,044	487	1,553,531		
		1 給水収益	1,466,468	487	1,466,955	1 水 道 料 金	487
	2	営業外収益	216,743	△ 2,743	214,000		
		2 他会計補助金	60,411	△ 523	59,888	1 他 会 計 補 助 金	△ 523
		5 消費税及び地方消費税還付金	4,716	△ 2,220	2,496	1 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 還 付 金	△ 2,220

支 出

1 款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		水道事業費用	1,485,863	△ 80	1,485,783		
	1	営業費用	1,463,995	△ 80	1,463,915		
		4 業務費	117,811	△ 80	117,731	17 委 託 料	△ 80
		6 減価償却費	459,827		459,827	38 有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 費	

[単位：千円]

説	明
水道料金	
一般会計補助金 水道料金減額協力金	
消費税及び地方消費税還付金	

1-1-4 業務費

[単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔水道料金賦課等事業〕 △ 80 ・水道料金等取扱業務委託事業 17 委託料 上下水道料金システム改修委託料	〈特定財源〉 そ △80千円 一般会計補助金 補正後767,000円－補正前847,000円 補正後767,000円－補正前847,000円
〔企業会計管理事業〕 ・減価償却費管理事業	(財源更正) 〈特定財源〉 そ △443千円 一般会計補助金 補正後58,405,000円－補正前58,848,000円

資本的収入及び支出

収 入 1 款 資本的収入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		資本的収入	344,250	23,940	368,190		
	5	補助金	39,191	23,940	63,131		
		1 国庫補助金	39,191	23,940	63,131	1 国庫交付金	23,940

支 出

1 款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		資本的支出	1,050,944		1,050,944		
	1	建設改良費	940,856		940,856		
		2 水道建設改良費	879,104		879,104	24 工事請負費	

[単位：千円]

説	明
社会資本整備総合交付金（防災・安全）	

1-1-2 水道建設改良費

[単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔基幹管路更新事業〕 ・ 基幹管路更新工事事業 24 工事請負費 基幹管路更新工事費	★★★★★ 政策の事業 ★★★★★ （財源更正） 〈特定財源〉 国 23,940千円 補正後189,393,000円×1/3－補正前117,573,000円×1/3

令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度江南市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度江南市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,272,347 千円	△ 27,418 千円	1,244,929 千円
第1項 営 業 収 益	491,265 千円	△ 10,606 千円	480,659 千円
第2項 営 業 外 収 益	781,081 千円	△ 16,812 千円	764,269 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,298,770 千円	△ 28,551 千円	1,270,219 千円
第1項 営 業 費 用	1,114,479 千円	△ 5,945 千円	1,108,534 千円
第2項 営 業 外 費 用	183,241 千円	△ 34,875 千円	148,366 千円
第3項 特 別 損 失	50 千円	12,269 千円	12,319 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額330,081千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額330,928千円」に、「当年度分損益勘定留保資金238,586千円」を「当年度分損益勘定留保資金239,433千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	2,099,403 千円	△ 2,300 千円	2,097,103 千円
第1項 企 業 債	1,611,000 千円	2,100 千円	1,613,100 千円
第5項 補 助 金	274,080 千円	△ 4,400 千円	269,680 千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,429,484 千円	△ 1,453 千円	2,428,031 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,673,938 千円	△ 1,453 千円	1,672,485 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

[単位：千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法
公共下水道 事業(汚水)	404,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入れの日 から据置期間 を含めて40年 以内償還。た だし、企業財 政の都合によ り償還期限を 短縮し、又は 繰上償還もし しくは低利に 借換えするこ とができる。	406,100	補正前 に同じ	6.0% 以内	補正前 に同じ
公共下水道 事業(雨水)	851,200				補正前 に同じ			
計	1,611,000				1,613,100			

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「173,991千円」を「170,952千円」に改める。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			1,272,347	△ 27,418	1,244,929
	1 営業収益		491,265	△ 10,606	480,659
		2 他会計負担金	43,719	△ 10,606	33,113
	2 営業外収益		781,081	△ 16,812	764,269
		1 他会計負担金	253,445	△ 12,448	240,997
		2 他会計補助金	173,991	△ 3,039	170,952
		3 補助金	7,600	△ 1,400	6,200
		5 消費税及び地方消費税還付金	107,469	75	107,544

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			1,298,770	△ 28,551	1,270,219
	1 営業費用		1,114,479	△ 5,945	1,108,534
		2 雨水施設費	18,601	△ 2,323	16,278
		5 排水設備費	14,449	△ 3,622	10,827
		6 減価償却費	616,969		616,969
	2 営業外費用		183,241	△ 34,875	148,366
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	183,241	△ 34,875	148,366
	3 特別損失		50	12,269	12,319
		1 過年度損益修正損	50	12,269	12,319

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			2,099,403	△ 2,300	2,097,103
	1 企 業 債		1,611,000	2,100	1,613,100
		1 企 業 債	1,611,000	2,100	1,613,100
	5 補 助 金		274,080	△ 4,400	269,680
		1 国 庫 補 助 金	274,080	△ 4,400	269,680

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			2,429,484	△ 1,453	2,428,031
	1 建 設 改 良 費		1,673,938	△ 1,453	1,672,485
		1 汚 水 管 き ょ 整 備 費	586,895	△ 1,453	585,442

令和7年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益 (△は純損失)	△ 127,331
減価償却費	616,969
引当金の増減額 (△は減少)	124
長期前受金戻入額	△ 238,568
支払利息	148,366
未収金の増減額 (△は増加)	△ 20,481
未払金の増減額 (△は減少)	△ 6,106
小計	372,973
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 148,366
業務活動によるキャッシュ・フロー	224,607
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,121,302
無形固定資産の取得による支出	△ 25,643
補助金等による収入	305,882
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 841,063
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,613,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 754,546
他会計からの出資による収入	141,575
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,000,129
資金増加額 (又は減少額)	383,673
資金期首残高	393,188
資金期末残高	776,861

継 続 費 に 関 す る 調 書

(変更分)

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年 度	年割額	左 の 財 源 内 訳			
					企業債	国・県 支出金	他会計 補助金等	下水道事業 収 益
1 下 水 道 1 事 業 費 用	1 営 費 業 用	内 水 浸 水 想 定 区 域 整 備 事 業	令和	千円	千円	千円	千円	千円
			6	34,375		11,300	23,075	
			7	11,196		5,500	5,696	
			計	45,571		16,800	28,771	

令和5年度末 までの支払 義務発生額	令和6年度末 までの支払 義務発生額	令和7年度 支払義務 発生予定額	令和7年度末 までの支払 義務発生 予定額	令和8年度 以降の支払 義務発生 予定額	継続費の総額 に対する 進捗率	備考
千円	千円	千円	千円	千円	%	
	31,704		31,704		69.6	
		13,867	13,867		30.4	
	31,704	13,867	45,571		100.0	

令和7年度江南市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

[単位：千円]

	資 産 の 部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 構築物	21,466,663		
減価償却累計額	<u>△ 2,993,857</u>	18,472,806	
ロ 機械及び装置	267,687		
減価償却累計額	<u>△ 66,803</u>	200,884	
ハ 車両運搬具	1,036		
減価償却累計額	<u>△ 984</u>	52	
ニ 工具器具及び備品	585		
減価償却累計額	<u>△ 295</u>	290	
ホ 建設仮勘定		<u>2,371,851</u>	
有形固定資産合計			21,045,883
(2) 無形固定資産			
施設利用権		<u>1,645,632</u>	
無形固定資産合計			1,645,632
(3) 投資その他資産			
出資金		<u>563</u>	
投資その他資産合計			<u>563</u>
固定資産合計			<u>22,692,078</u>
2 流動資産			
(1) 現金預金			776,861
(2) 未収金		194,819	
貸倒引当金		<u>△ 400</u>	<u>194,419</u>
流動資産合計			<u>971,280</u>
資産合計			<u><u>23,663,358</u></u>

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	11,672,347	
	企業債合計	<u>11,672,347</u>	11,672,347
	固定負債合計		11,672,347
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	766,925	
	企業債合計	766,925	
	(2) 未払金		922,314
	(3) 引当金		
	賞与引当金	7,055	
	引当金合計	7,055	
	(4) その他流動負債		381
	流動負債合計	<u>1,696,675</u>	1,696,675
5	繰延収益		
	長期前受金		9,028,857
	長期前受金収益化累計額	△ 1,379,836	
	繰延収益合計	<u>7,649,021</u>	7,649,021
	負債合計		<u>21,018,043</u>
		資 本 の 部	
6	資本金		
	イ 固有資本金	2,156,456	
	ロ 繰入資本金	926,929	
	資本金合計	<u>3,083,385</u>	3,083,385
7	剰余金		
	(1) 利益剰余金 (△は欠損金)		
	当年度未処分利益剰余金	△ 438,070	
	利益剰余金合計	<u>△ 438,070</u>	△ 438,070
	剰余金合計		<u>△ 438,070</u>
	資本合計		<u>2,645,315</u>
	負債資本合計		<u>23,663,358</u>

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
構築物	30～50年
機械及び装置	10～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
施設利用権	45年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金3,231千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は6,816,721千円である。

Ⅲ セグメント情報の開示

江南市下水道事業会計は、下水道事業のみを運営している単一セグメントのため、記載を省略している。

Ⅳ その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和7年度において、期末手当、勤勉手当として19,850千円を支給、及びこれに係る法定福利費として3,656千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として3,699千円、資本勘定支弁職員分として3,059千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金

令和7年度において、債権の不納欠損による損失を200千円計上する見込みであるため、貸倒引当金200千円を取り崩すこととする。

令和7年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書
 収益的収入及び支出
 収入

1款 下水道事業収益

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業収益		1,272,347	△ 27,418	1,244,929		
	1	営業収益	491,265	△ 10,606	480,659		
		2 他会計負担金	43,719	△ 10,606	33,113	1 他会計負担金	△ 10,606
	2	営業外収益	781,081	△ 16,812	764,269		
		1 他会計負担金	253,445	△ 12,448	240,997	1 他会計負担金	△ 12,448
		2 他会計補助金	173,991	△ 3,039	170,952	1 他会計補助金	△ 3,039
		3 補助金	7,600	△ 1,400	6,200	1 汚水管きよ 整備費交付金	△ 1,400
		5 消費税及び 地方消費税 還付金	107,469	75	107,544	1 消費税及び 地方消費税 還 付 金	75

[単位:千円]

説	明
雨水処理負担金	
一般会計負担金	
一般会計補助金	
社会資本整備総合交付金(下水道事業)	
排水設備費交付金	
消費税及び地方消費税還付金	

支 出

1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		
款	項	目				区 分	金 額	
1	下水道事業費用		1,298,770	△ 28,551	1,270,219			
	1	営業費用	1,114,479	△ 5,945	1,108,534			
		2	雨水施設費	18,601	△ 2,323	16,278	17 委 託 料	△ 2,323
		5	排水設備費	14,449	△ 3,622	10,827	41 補 助 金	△ 3,622
		6	減価償却費	616,969		616,969		

説		明	
事	業	備	考
		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★	
		以下、政策的事業	
[下水道台帳(雨水)整備事業]	△ 2,323		
・ 内水浸水想定区域図整備事業		〈特定財源〉	
17 委託料		そ △2,323千円 雨水処理負担金	
内水浸水想定区域図作成委託料		補正後5,696,000円－補正前8,019,000円	
(社会資本整備総合交付金事業)		補正後11,196,000円－補正前13,519,000円	
		継続費	
		補正後	補正前
		令和6年度 34,375千円	34,375千円
		令和7年度 11,196千円	13,519千円
[排水設備関連事業]	△ 3,622		
41 補助金		〈特定財源〉	
浄化槽雨水貯留施設転用費補助金	△ 3,300	国 △1,400千円	
接続汚水ます等設置費補助金	△ 290	補正後300,000円×1/3－補正前4,500,000円×1/3	
水洗便所等改造資金融資利子補給金	△ 32	そ △2,222千円 一般会計負担金	
		補正後10,331,000円－補正前12,553,000円	
		浄化槽雨水貯留施設転用費補助金	
		補正後1,200,000円－補正前4,500,000円	
		接続汚水ます等設置費補助金	
		補正後3,610,000円－補正前3,900,000円	
		水洗便所等改造資金融資利子補給金	
		補正後0円－補正前32,000円	
[下水道経営事業]			
・ 企業会計経理事務		(財源更正)	
		〈特定財源〉	
		そ △15,308千円 一般会計補助金	
		補正後158,683,000円－補正前173,991,000円	

支 出

1款 下水道事業費用

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項 目				区 分	金 額
	2 営業外費用	183,241	△ 34,875	148,366		
	1 支払利息及び 企業債取扱諸費	183,241	△ 34,875	148,366	50 企業債利息	△ 34,875
	3 特別損失	50	12,269	12,319		
	1 過年度損益 修正損	50	12,269	12,319	47 過年度損益 修正損	12,269

説		明
事	業	備 考
[下水道経営事業]	△ 34,875	
・ 企業債償還(利息)事業		
50 企業債利息		<p>〈特定財源〉</p> <p>そ △8,283千円 雨水処理負担金 補正後12,282,000円－補正前20,565,000円</p> <p>そ △10,226千円 一般会計負担金 補正後56,982,000円－補正67,208,000円</p> <p>補正後147,560,000円－補正前182,435,000円</p>
[下水道経営事業]	12,269	
・ 企業会計経理事務		
47 過年度損益修正損 期間外損失		<p>〈特定財源〉</p> <p>そ 12,269千円 一般会計補助金</p> <p>過年度分消費税及び地方消費税の納付及び延滞税</p>

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

1款 資本的収入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的収入		2,099,403	△ 2,300	2,097,103		
	1	企業債	1,611,000	2,100	1,613,100		
		1 企業債	1,611,000	2,100	1,613,100	1 建設改良費の 為の企業債	2,100
	5	補助金	274,080	△ 4,400	269,680		
		1 国庫補助金	274,080	△ 4,400	269,680	1 汚水管きよ 整備費交付金	△ 4,400

説	明
公共下水道事業債(汚水)	
社会資本整備総合交付金(下水道事業)	

支 出

1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節		
款	項	目				区 分	金 額	
1	資本的支出		2,429,484	△ 1,453	2,428,031			
	1	建設改良費	1,673,938	△ 1,453	1,672,485			
		1	汚水管きよ整備費	586,895	△ 1,453	585,442	14 印刷製本費	△ 347
						17 委 託 料	△ 2,618	
						28 補 償 金	1,512	

説		明
事	業	備 考
		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
		以下、政策的事業
[下水道事業計画策定等事業]	△ 2,965	
・ 下水道事業計画改定事業		<特定財源>
14 印刷製本費	△ 347	国 △3,780千円
江南市公共下水道事業基本計画書		補正後0円－補正前7,560,000円×1/2
17 委託料	△ 2,618	
基本計画変更委託料	△ 1,353	江南市公共下水道事業基本計画書
事業計画変更委託料(社会資本整備	△ 1,265	補正後0円－補正前347,000円
総合交付金事業)		基本計画変更委託料
		補正後4,983,000円－補正前6,336,000円
		事業計画変更委託料
		補正後16,027,000円－補正前17,292,000円
[管きよ布設事業]	1,512	
28 補償金		<特定財源>
地下埋設物等移転補償費(社会資本	3,245	国 △620千円
整備総合交付金事業)		補正後190,200,000円×1/2－補正前191,440,000円×1/2
地下埋設物等移転補償費(単市事	△ 1,733	地 2,100千円
業)		[社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)]
		補正後(190,200,000円－95,100,000円)×90%
		－補正前(191,440,000円－95,720,000円)×90%
		[単市事業]
		補正後(527,687,000円－190,200,000円)×95%
		－補正前(526,175,000円－191,440,000円)×95%
		地下埋設物等移転補償費
		補正後36,246,000円－補正前33,001,000円
		地下埋設物等移転補償費
		補正後20,317,000円－補正前22,050,000円

令和8年度江南市一般会計予算

令和8年度江南市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 38,074,924 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(報酬に係る期末手当、勤勉手当及び共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

令和8年議案第35号

令和8年度江南市国民健康保険特別会計予算

令和8年度江南市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,002,878千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

令和8年議案第36号

令和8年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計予算

令和8年度江南市の尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ607千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

令和8年度江南市介護保険特別会計予算

令和8年度江南市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,971,507千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

令和8年議案第38号

令和8年度江南市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度江南市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,095,172千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

令和8年度江南市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度江南市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----------|------------------|
| (1) | 給水人口 | 92,359 人 |
| (2) | 年間給水量 | 9,270,000 立方メートル |
| (3) | 一日平均給水量 | 25,397 立方メートル |
| (4) | 主要な建設改良事業 | 906,400 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収 入

第1款	水道事業収益	1,808,415 千円
第1項	営業収益	1,636,839 千円
第2項	営業外収益	171,574 千円
第3項	特別利益	2 千円

支 出

第1款	水道事業費用	1,573,319 千円
第1項	営業費用	1,548,423 千円
第2項	営業外費用	23,595 千円
第3項	特別損失	301 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額924,355千円は、過年度分損益勘定留保資金755,030千円、減債積立金5,000千円、建設改良積立金80,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,325千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	416,714 千円
第1項 企 業 債	150,000 千円
第2項 固定資産売却代金	1 千円
第3項 負 担 金	71,713 千円
第4項 分 担 金	85,000 千円
第5項 補 助 金	110,000 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,341,069 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,227,252 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	111,817 千円
第3項 予 備 費	2,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

[単位：千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
基幹管路更新事業	150,000	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内	借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 119,671 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、11,728千円と定める。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

令和8年度江南市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度江南市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	16,000 戸
(2) 年間排水量	3,354,000 立方メートル
(3) 一日平均排水量	9,189 立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	345,209 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	1,144,579 千円
第1項 営業収益	543,453 千円
第2項 営業外収益	601,125 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	1,328,498 千円
第1項 営業費用	1,135,415 千円
第2項 営業外費用	192,033 千円
第3項 特別損失	50 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額297,863千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107,469千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,672千円、当年度分損益勘定留保資金182,722千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,230,732 千円
第1項 企 業 債	881,800 千円
第2項 出 資 金	115,767 千円
第3項 負 担 金	115,914 千円
第4項 分 担 金	8,701 千円
第5項 補 助 金	108,550 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,528,595 千円
第1項 建 設 改 良 費	724,177 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	803,418 千円
第3項 予 備 費	1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

[単位:千円]

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 事 業 (汚 水)	425,000	普通貸借 又は 証券発行	6.0%以内	借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公 共 下 水 道 事 業 (雨 水)	26,000			
流 域 下 水 道 事 業	63,300			
資 本 費 平 準 化 債	367,500			
計	881,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 94,637 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業安定のため、江南市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、59,640千円である。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

令和8年報告第2号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

江南市長 澤田 和延

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和7年12月5日（金）
午後2時15分ごろ |
| 2 | 事故発生場所 | 江南市五明町青木165番地
ナビタウン江南管理棟共用トイレ |
| 3 | 市側 | 消防署 職員 |
| 4 | 相手方 | ナビタウン江南団地管理組合法人 |
| 5 | 事故の概要 | 救助活動後の撤収時に大型バールの柄が陶器製手洗い器に接触し、一部を破損させたもの。 |
| 6 | 双方の損害額 | 江南市 金 0円
相手方 金 86,900円 |
| 7 | 過失割合 | 江南市 100%
相手方 0% |
| 8 | 損害賠償額 | 修繕費 金 86,900円 |

(参 考)

事故現場説明図（江南市五明町青木165番地 ナビタウン江南管理棟共用トイ
イレ）

